

自然と人と社会が共生する

汐川干潟

汐川干潟保全基本指針

汐川干潟保全マスタープラン 第2版



豊橋市・田原市

目次

1 改定にあたって	3
1.1 背景	
1.2 これまでの経緯	
1.3 本計画の趣旨	
1.4 本計画の位置づけ	
1.5 本計画の対象期間及び対象範囲	
2 生物多様性をとりまく社会潮流	5
2.1 国の動向	
2.2 愛知県の動向	
2.3 豊橋市及び田原市の動向	
3 汐川干潟の概況	7
3.1 位置と面積	
3.2 潮位と気象	
3.3 干潟の構造物	
3.4 周辺の社会特性及び臨海域の特性	
4 汐川干潟の保全に向けての基本認識	10
5 汐川干潟の保全に向けて	14
5.1 汐川干潟の目指すべき姿	
5.2 基本方針	
5.3 保全目標及び定量目標	
5.4 保全に向けた基本施策及び具体的事業	
6 本計画の推進のために	26

参考資料

用語集

1 改定にあたって

1.1 背景

汐川干潟は、三河湾の最奥部に位置し、田原市東部の汐川河口から豊橋市南西部の杉山町地先にかけて広がる自然の干潟です。長い歴史の中で人の暮らしと密接な関わりを持ち、三河湾の埋立てや産業の振興とともにその様相を変えながらも、渡り鳥の全国有数の飛来地として知られ、全国に誇ることができる干潟の一つとして、汐川干潟の保全に対する関心も高まりました。

1.2 これまでの経緯

汐川干潟の保全は、豊橋市と田原市が共同して取り組んでいく必要があります。平成12年度に「汐川干潟保全検討会議」を設置し、干潟の実態調査をはじめ周辺環境や住民意識調査などの調査検討を行い、平成15年3月に「汐川干潟保全基本指針～汐川干潟保全マスタープラン～」(以下「第1版」という。)を策定しました。

その後、第1版に記載された施策に基づき、汐川干潟の保全に関する事業を進めてきましたが、干潟を始めとした生物多様性の保全に係る社会動向が多様に変化してきており、これに対応するため改定を行うこととしました。

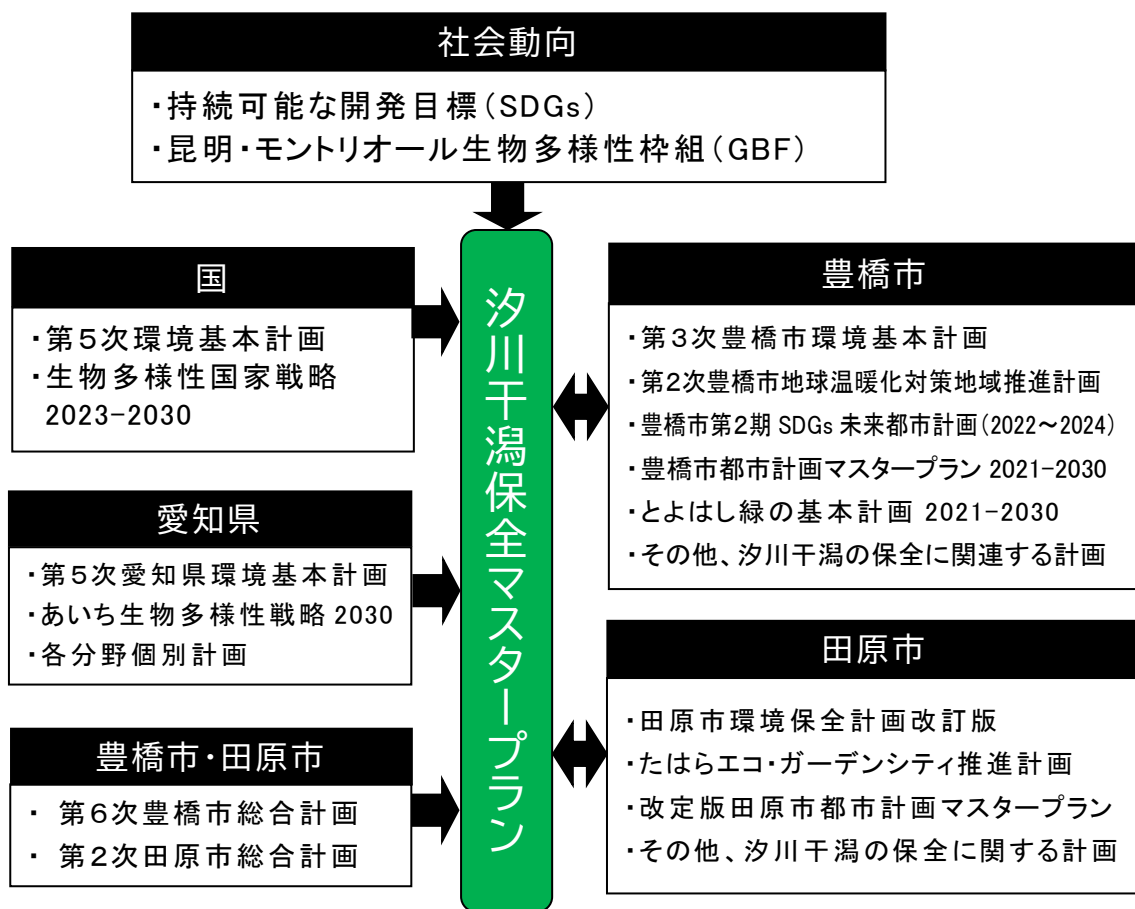
1.3 本計画の趣旨

「汐川干潟保全基本指針～汐川干潟保全マスタープラン～ 第2版(以下「本計画」という。)」は、生物多様性の保全に配慮した豊かな地域づくりに資するため、汐川干潟の保全に対する豊橋市と田原市の基本的な考え方と取組の方向性を示すものです。

汐川干潟をより良い状態に保ち良好な環境を次世代へ継承するため、第1版で進めてきたこれまでの取組を継続しつつ、「生物多様性国家戦略2023-2030」の考え方である「ネイチャーポジティブ」の考え方を取り入れ、地域住民及び社会の理解と協力を得ながら、保全対策の具体化に努めるとともに、2市で連携して保全事業を推進していきます。

1.4 本計画の位置づけ

本計画は、「第6次豊橋市総合計画」及び「第2次田原市総合計画」並びにその他の豊橋市及び田原市が策定した関連計画との整合を図りつつ、汐川干潟における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、また関係団体と行政が相互に連携・協力するための指針として、位置づけます。



[図1 汐川干潟保全マスタープランの位置づけ概略図]

1.5 本計画の対象期間及び対象範囲

本計画の対象期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

ただし、社会的な動向、社会情勢や国・県の施策等の変化を注視しつつ、事業の内容等を中心に、必要に応じて概ね計画策定後5年を目途に見直しを行うこととします。

本計画の対象範囲は、豊橋市及び田原市のうち、汐川干潟及びその集水域並びにそこに隣接する臨海域（8ページ及び9ページ参照）とします。

2 生物多様性をとりまく社会潮流

2.1 国の動向

国は、愛知目標の後継であり、新たな世界目標に対応した「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」を取り入れた「生物多様性国家戦略 2023-2030」を令和 5 年 3 月に閣議決定しました。この計画は、2030 年度までネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を掲げ、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができるような持続可能な社会を構築するため、長期目標としての 2050 年ビジョンとして、「自然と共生する社会の実現」が示されています。

＜「生物多様性国家戦略 2023-2030」の主な記載事項＞

- ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革
- ・ 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

2.2 愛知県の動向

愛知県は、令和 2 年 3 月に絶滅のおそれのある種を特定・評価することを目的として、「レッドデータブックあいち 2020（動物編・植物編）」を公表しました。

また、県内に侵入した外来種に対する対処の必要性の判断や適切な対処方法の検討のための正確な事実情報の集積を目的として「ブルーデータブックあいち 2021」を公表しました。

さらに、多様な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進める上での具体的な行動の指針として、令和 3 年 2 月に「あいち生物多様性戦略 2030」を策定しました。この戦略は、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略としても位置付けられています。

2.3 豊橋市及び田原市の動向

（1）豊橋市の動向

豊橋市は、令和 3 年 3 月に「第 6 次豊橋市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりに取り組んでいます。第 6 次豊橋市総合計画では、『私たちがつくる 未来をつくる』をまちづくりの基本理念に掲げるとともに、8つの目指すまちの姿のひとつと

して「自然と共生し、地球環境を大切にすまち」が掲げられています。

また、豊橋市環境基本条例に基づき、第6次豊橋市総合計画の下位計画として、同年に「第3次豊橋市環境基本計画」を策定しています。このうち、「環境目標Ⅱ 生物多様性・自然共生」は、生物多様性基本法に規定する生物多様性地域戦略にも位置付けられており、定量目標として「市内の生物多様性チェックリストの項目（鳥類、メダカ、トンボ、希少植物など9項目）達成率」などが設定されています。

（2）田原市の動向

田原市は、令和6年3月に田原市の課題の克服を目指し、「うるおいと活力あふれるガーデンシティ」を将来都市像として掲げた「第2次田原市総合計画」を策定しています。この中で、市民環境分野の施策として「環境共生の推進」を掲げ、主な取組として「環境保全の推進」において「環境と共生する地域づくりに取り組みます」としています。

また、田原市環境基本条例に基づき、「田原市環境保全計画 改訂版」の中間改訂を、令和6年3月に行っています。

3.4 周辺の社会特性及び臨海域の特性

(1) 周辺の社会特性

本計画では、汐川干潟の集水域を、汐川を始めとする六つの河川等流域を合わせた面積約 7,159 ヘクタールの地域と推定しました。集水域は、河川や水路を通じて、水、土砂、有機物などを干潟に供給します。

したがって、この地域の土地利用や社会活動は、汐川干潟の環境にさまざまな影響を与えていると考えられます。

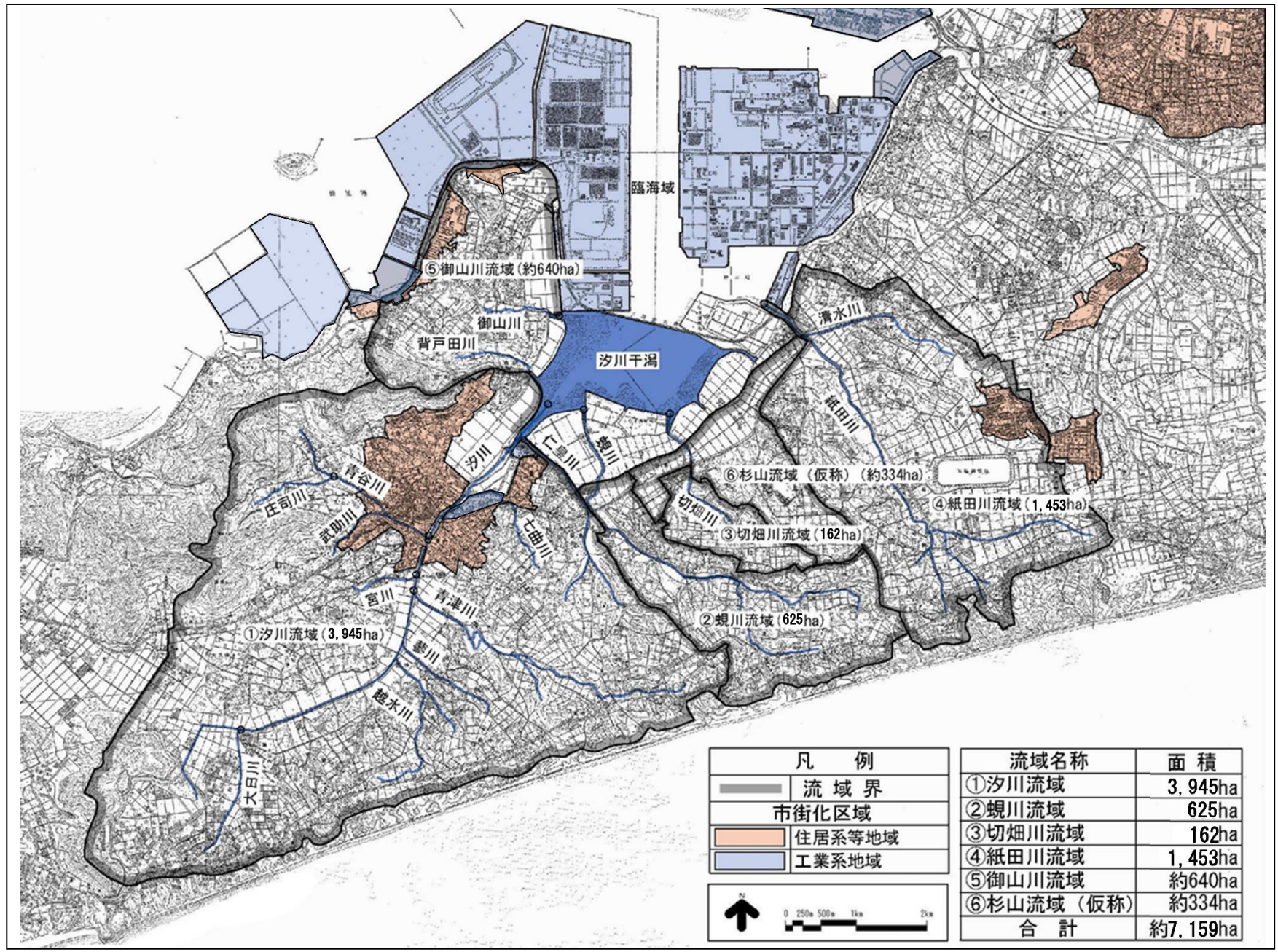
集水域は、ほとんどが市街化調整区域で、面積の 6 割以上を農用地が占めています。この農用地では、畑作や畜産が盛んで、両市の農業生産基盤として大きな役割を果たしています。市街地については、これまでに田原市中心部に加えて、豊橋市杉山町地区や田原市やぐま台地区などで、住宅団地の整備が進められてきました。特に、汐川流域では市街地の集積が高く、汐川は田原市の市街地の排水を調整する上で重要な役割を担っています。

なお、豊橋市と田原市は、集水域内にも数多くの処理場を設置しており、豊橋市では、公共及び地域下水道再整備事業を進めています。合併処理浄化槽普及率等も含めた生活排水処理率は、令和 4 年度末現在、豊橋市で 90.9%、田原市で 97.4%となっています。また、両市は合併処理浄化槽を設置しようとする家庭に対して助成を行い、家庭における水質保全の取組を促進しています。

(2) 臨海域の特性

本計画では、汐川干潟の北方にある田原地区工業用地及び明海地区工業用地並びに周辺の泊地等を臨海域と称します。ここは、かつて干潟・浅海域を埋立て等により整備した地域で、域内にある幅約 700m の泊地を通じて、潮の干満などにより外部(三河湾)と水交換を行っています。また、三河港大橋や遠方に見える工場群は、今日における汐川干潟の背景となっています。

臨海域には、輸送機器、金属、化学、住宅など、さまざまな業種の事業所が数多く立地し、三河港最大の製造拠点を形成しています。また、田原地区には国内自動車企業の製造・輸出事業所が、明海地区には海外自動車企業の整備・輸入事業所が立地し、神野地区も含め日本最大級の自動車輸出入拠点を形成しています。この地域は、両市の経済基盤として、また雇用の場として大きな役割を果たしています。



[図 3 集水域と臨海域]

4 汐川干潟の保全に向けての基本認識

(1) 生物多様性の保全

近年と過去の調査結果を比較すると、汐川干潟に生育・生息する動植物の生息範囲や出現種数が若干減少しているものの、植物や底生動物、鳥類の種数に大きな減少傾向は見られませんでした。

また、特定外来生物であるヒガタアシの根絶を図るなど、生態系保全活動が積極的に行われ、生態系に大きな損失はないことが示されました。

以上により、汐川干潟における生物多様性の損失は小さいものの、今後も干潟内の動植物の実態調査などを定期的実施するとともに、継続して保全していくことが必要です。

一方で、汐川干潟及びその周辺の遊水池には、アカミミガメをはじめとした外来生物の生息が確認されており、干潟の生態系に影響を与えるおそれがあることから、今後は外来生物の駆除等を実施していく必要があります。(詳細は「参考① p28～」を参照)

表1 動植物の調査結果(過年度との比較)

種類	直近の調査結果	過去の調査結果との比較
植物	汐川干潟を代表する塩生湿地植物(13種)は、全て確認できた	生育範囲の縮小が見られるものの、種数は維持できている
底生動物	97種の底生動物が確認された 外来種4種が確認された	大きな変動はない
鳥類	153種の鳥類が確認された	出現種数が若干減少した (167種→153種)
絶滅危惧種	—	大きな変動はない

(2) 水質の改善

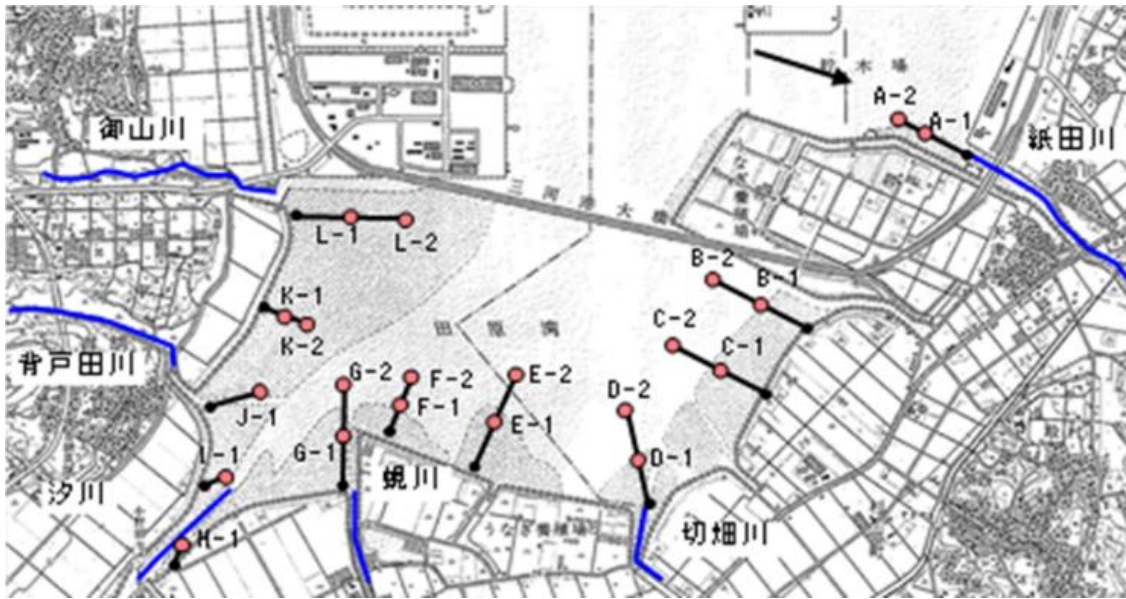
汐川干潟に流れ込む各河川の水質は、紙田川河口のBOD値が他の河川と比較して高いことを除き、直近では改善傾向にあり、底質調査については、平成12年度と令和3年度の結果では、汐川干潟全体の底質COD値が大きく改善しています。

一方で、汐川干潟周辺の遊水池の水質は、汐川干潟の底質と比較して高い傾向にあります。また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場(主に畜産農業)からの排水と上流のため池の水で、それぞれ高いCOD値が記録されました。

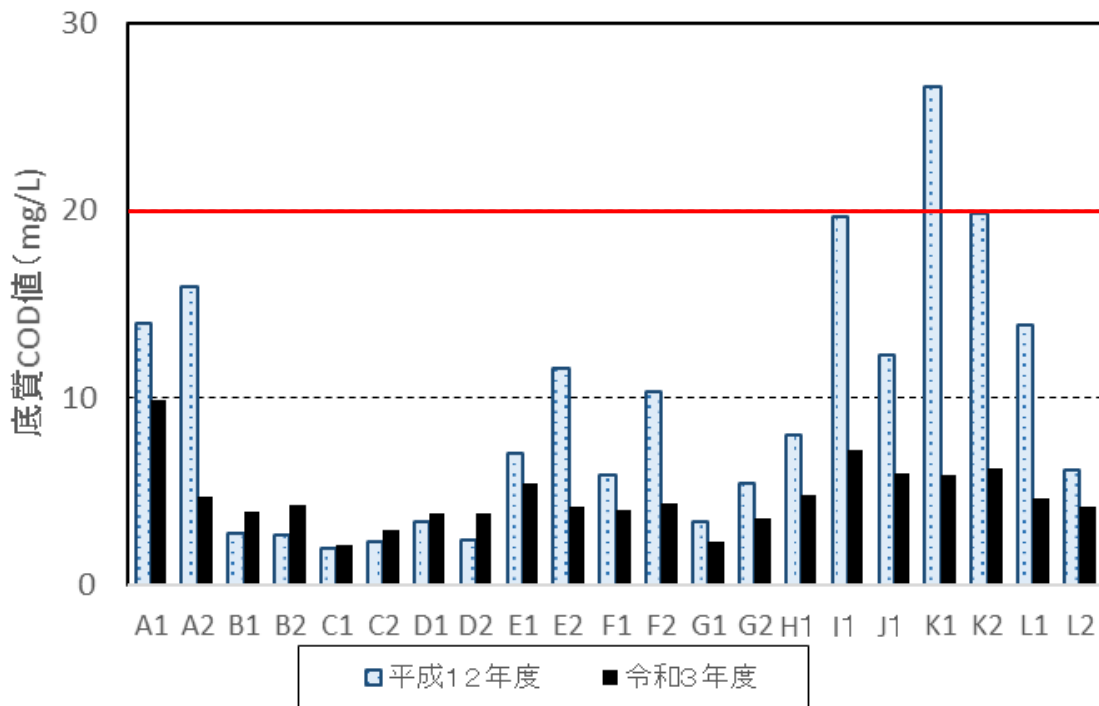
さらに、汐川干潟周辺の海域水質は、周辺海域(三河湾)と比較して、特に全窒素及び全リンが高い傾向にあります。

以上より、河川や海域の常時監視や特定事業場への立入検査などを引き続き実施するとともに、特定事業場以外の事業場からの水質改善を進めるための施策を検討する必要があります。また、ため池の水質や底質COD値を定期的に調査することが必要です。

(詳細は「参考② p32～」を参照)



[図4 汐川干潟底質調査 採土地点]



※赤線：水産用水基準（2018年、公益社団法人 日本水産資源保護協会）

[図5 底質調査結果及び過年度との比較]

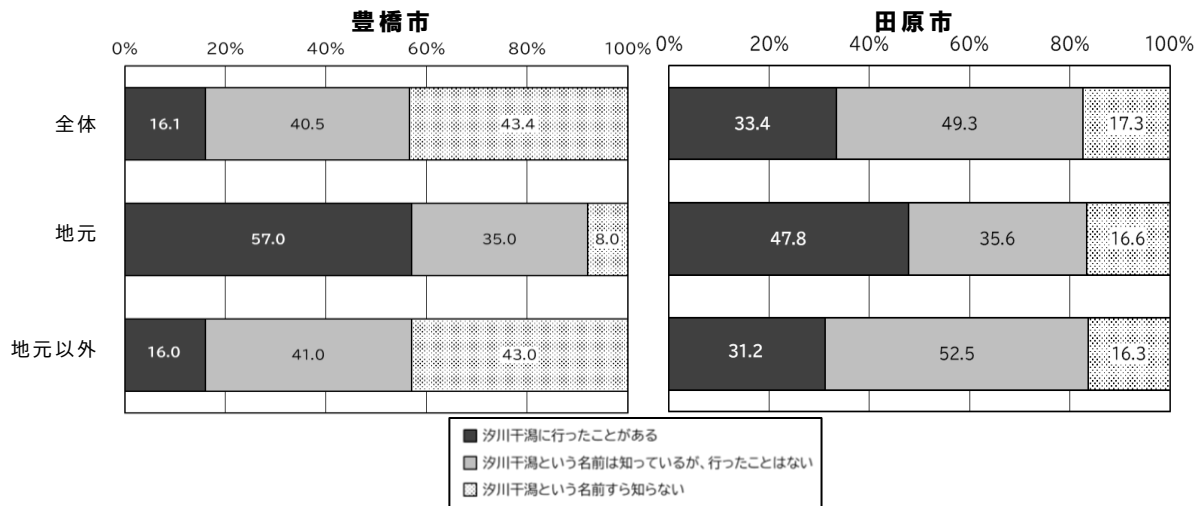
(3) 市民意識の変化

豊橋市及び田原市は、これまでも「汐川干潟の保全」や「生物多様性の主流化」を図るため、主に情報発信や教育推進、地域住民等による自主的な取組を推進してきました。

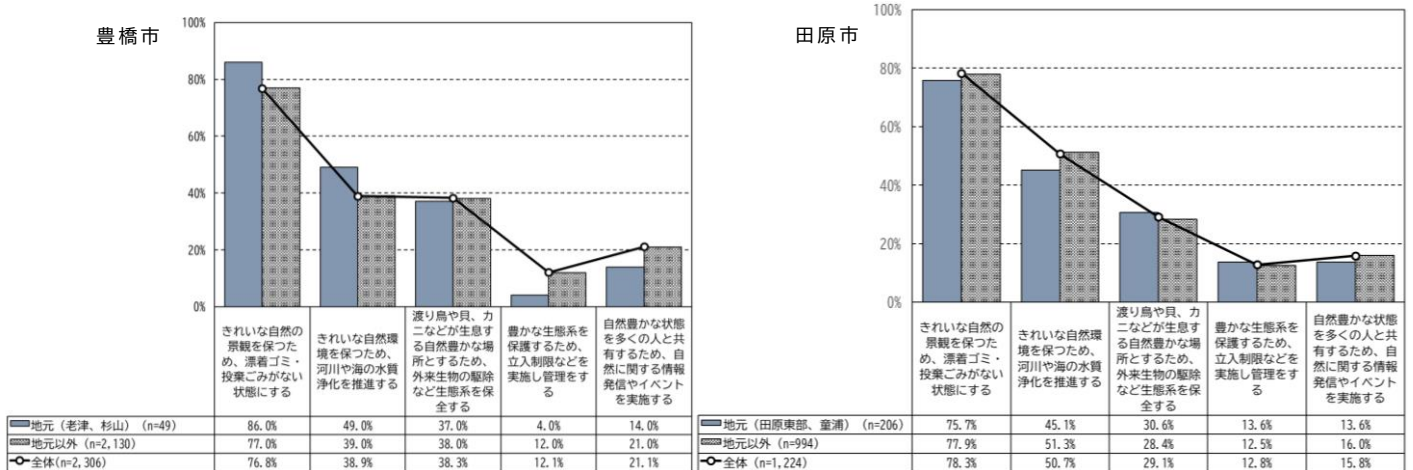
一方で、汐川干潟に対する来訪者や認知度は、豊橋市域の地元を除いて下降傾向であり、特に豊橋市・田原市全体では大きく認知度が低下しています。

汐川干潟に関する取組を進めつつ、引き続き、様々な機会を捉えて汐川干潟やそこに住む生き物に関する情報発信や環境学習を、これまで以上に推進していく必要があります。

また、汐川干潟を始めとした自然環境の保全対策についてヒアリング調査を行ったところ、ごみがなく、水がきれいな状態にすること、生態系保全のために外来生物対策を講じることへの意見が最も多く、また情報発信やイベント開催等による周知・啓発に対する意見も比較的高い状態でした。これらの意見についても、施策に反映していく必要があります。(詳細は「参考③ p45～」を参照)



【図6 市民意識調査の結果（汐川干潟の認知度の比較）】



【図7 市民意識調査の結果（環境保全に大切と考えること）】

(4) 担い手の育成

個体数や分布域が限定されている希少種や自然豊かなネイチャースポットを保護していくためには、地域の自然環境の変化や生きものの生息状況などの情報を継続的に把握し、変化に対して敏感に感知することが重要です。異常をできる限り早期に発見し、課題に対して自主的かつ適切な対処を行うことが、地域の自然環境や生物多様性の保全に繋がります。

汐川干潟を始めとした地域の自然環境を保全するためには、行政のみの活動では限界があることから、その地域の住民や来訪者による現地の確認、地域の担い手や事業者などの自主的な活動が必要不可欠です。

しかしながら、現代社会においては、人口減少及び少子高齢化はもとより、社会生活にゆとりがなく、自然に触れる機会の減少や自然に対する働きかけの減少が進んでいます。

担い手不足や生物多様性の損失などの課題は、解決に時間を要するほか、何も具体策を講じなければ、地域の生物多様性の損失が継続・増大することが想定されることから、長期的な対策を検討し、実施することが重要です。

このためには、自然に触れる機会を増やすことで、あらゆる世代の市民や事業者の自然環境への興味・関心を高め、生物多様性の保全への理解を深めることで、清掃活動を始めとした環境保全活動の参加者の増加促進、市民ボランティア等の自主的な取組への支援、新たな担い手となる若年層の更なる参画や育成が期待できます。

以上より、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で示された、「自然と共生する社会の実現」や「ネイチャーポジティブ」の考え方、新たな戦略や目標を十分に参酌し、汐川干潟における生物多様性の維持や担い手の確保・育成、自主的な取組の推進に関する施策を長期的かつ継続的に進めていく必要があります。

(5) 環境の美化

汐川干潟に限らず、海岸の沿岸部や河口付近には多くの漂着ごみが溜まり汚れやすい環境となっています。また、近年では海洋プラスチックごみが世界的な問題となっており、汐川干潟にもプラスチックごみが多く漂着しています。このため、海岸環境の美化を進めていく必要があります。

5 汐川干潟の保全に向けて

5.1 汐川干潟の目指すべき姿

目指すべき姿 健全で豊かな自然と生態系を次世代に残し、引き継ぐ

汐川干潟の健全で豊かな自然と生態系を持続可能な形で保存・活用するとともに、汐川干潟の自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産と捉え、地域住民がこの自然環境と美しい風景を誇りに思うことができるような形で次世代に引き継いでいくことが重要です。

このことから、「汐川干潟の目指すべき姿」を「健全で豊かな自然と生態系を次世代に残し、引き継ぐ」とします。

5.2 基本方針

基本方針 自然と人と社会が共生する汐川干潟

健全で豊かな自然環境と生態系を有する汐川干潟の恵みを持続可能な状態で利用し、次世代に継承するため、「自然と人と社会が共生する汐川干潟」を基本方針とします。

5.3 保全目標及び定量目標

(1) 保全目標

基本方針を推進するため、以下の保全目標を設定します。

- ① ごみがなく水がきれいで豊かな干潟**
保全目標 ② いろいろな生き物が生育生息できる干潟
③ 人と地域、社会がともに支えている干潟

① ごみがなく水がきれいで豊かな干潟

漂着ごみやプラスチックごみによる海洋汚染防止への積極的な取組を推進するため、清掃活動による水辺環境の保全、使い捨てプラスチックの使用抑制の普及啓発、廃プラスチック類の適正処理などの取組を進めます。

また、水環境の常時監視などの継続的な調査に加えて、発生源となる事業場の指導監視、下水道施設の適切な維持管理、合併処理浄化槽への転換の促進や適正な維持管理の普及啓発などに努めることで、汐川干潟における水質やそこに棲む生き物による水質浄化作用を継続して維持するとともに、水質の悪化が見られた場合又は悪化のおそれがある場合には、関係者とも連携しつつ、原因を調査し、現状復帰に向けた適切な対処を行います。

さらに、干潟の浄化作用が適切に維持されるよう、水質や底質の数値のみではなく、生物種調査の結果なども踏まえ、水質や底質と生態系のバランスが保たれた豊かな干潟を維持します。

② いろいろな生き物が生育生息できる干潟

汐川干潟は、全国でも有数のシギ類やチドリ類をはじめとした渡り鳥の中継地となっているほか、多数の塩生湿地植物や底生動物が生育・生息し、生物多様性の損失が著しい状況下において、希少なネイチャースポットと言えます。この観点からも、国や愛知県が進める施策への協力（例えば、30by30への貢献）や外来生物の駆除などにより、生き物の生育・生息環境の保全を進めます。

③ 人と地域、社会がともに支えている干潟

豊橋市及び田原市の三河湾沿岸部は、人工護岸化が進む中で、広大な面積を有する干潟が広がる貴重な場所です。この干潟を保全するため、地域住民等が干潟の保全の大切さに気付くことができるよう、イベントの開催や情報発信などを通じて、自然と触れ合う機会の創出や環境整備を進めます。

(2) 定量目標

(1) で示した保全目標の達成状況を定量的に把握するため、以下の3つの定量目標を設定することとします。

基準年度	2022年度（令和4年度）
目標年度	2031年度（令和13年度）※2

※1 底質については、2021年度に実施していることから、2021年度を基準年度とする。

※2 2026年度（令和8年度）も同指標で進捗確認を実施する。

項目	現状値	目標値
水質及び底質の維持	34 ページ参照 (2021年度 及び 2022年度)	汐川干潟及びその周辺において、全ての調査地点における水質・底質が、概ね維持※1されていること。
鳥類等の生息確認	生息が確認 (2022年度)	ハマシギ・ダイゼンなどのシギ・チドリ類及びウミニナ・ヘナタリなどの底生生物の生息が確認されていること※2。
汐川干潟のことを知っている人の割合（認知度）の向上	65.8% (2022年度)	「汐川干潟に行ったことがある」又は「名前は知っている」と回答した人の割合（認知度）を、65.8%（令和4年度）から70%以上（令和13年度）に向上されていること。

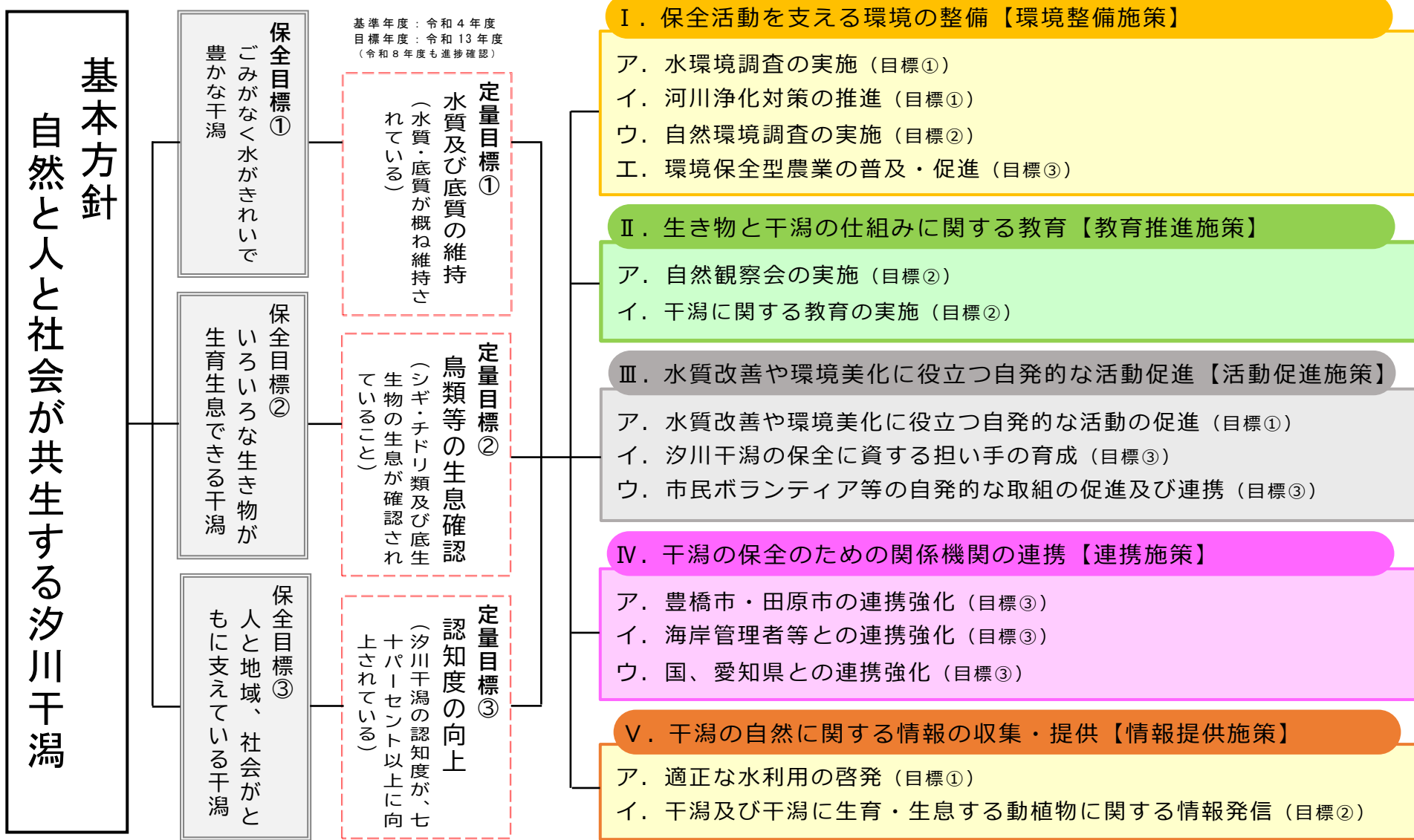
【具体的な評価方法】

※1 水質：環境基準（参考②参照）以下であり、基準年度からの著しい悪化がないこと。

底質：COD 20mg/g（水産用水基準（2018年、公益社団法人 日本水産資源保護協会））以下であり、基準年度からの著しい悪化がないこと。

※2 ハマシギ・ダイゼンなどのシギ・チドリ類の生息が確認されていること及びウミニナ・ヘナタリの生息が確認されていることに加えて、オカミミガイ、アシハラガニ、ハマガニ、イボウミニナ、ヒメマスオ、タマシギゴカイのうちいずれかの生息が確認されていること。

目指すべき姿 健全で豊かな自然と生態系を次世代に残し、引き継ぐ



5.4 保全に向けた基本施策及び具体的事業

基本施策

- I 保全活動を支える環境の整備【環境整備施策】
- II 生き物と干潟の仕組みに関する教育【教育推進施策】
- III 水質改善や環境美化に役立つ自発的な活動促進【活動促進施策】
- IV 干潟の保全のための関係機関の連携【連携施策】
- V 干潟の自然に関する情報の収集・提供【情報提供施策】

I 保全活動を支える環境の整備【環境整備施策】

国及び愛知県、豊橋市、田原市の関連計画との整合を図りつつ、汐川干潟及びこの周辺での保全活動を実施します。また、河川の水質に対する負荷低減に引き続き取り組みます。

(ア) 水環境調査の実施

汐川干潟やそこに流入する河川、周辺海域の水質等を常時監視するとともに、汐川干潟における底質や遊水池の水質を定期的に調査することにより、汐川干潟及びその周辺の水環境を把握します。また、引き続き遊水池の汚濁原因を調査します。

具体的な取組	実施主体	説明
河川水質の常時監視	豊橋市	汐川干潟に流入する主要河川（紙田川）における水質を年1回以上実施し、汚濁状況の監視を行います。
海域水質の常時監視		汐川干潟近辺の海域水質を年1回以上測定し、汚濁状況の監視を行います。
田原市内を流れる河川の水質調査	田原市	汐川干潟に流入する河川のうち、田原市内を流れる河川の水質調査を、愛知県と連携し、汚濁状況の監視を行います。
底質調査の実施	豊橋市 田原市	汐川干潟の底質調査を定期的実施し、汚濁負荷量等の状況把握を行います。
遊水池及び上流の汚濁原因調査		汐川干潟に流入する遊水池及び水路の水質調査を定期的実施するとともに、異常が確認された場合は、関係者と連携し、遊水池に流入する水の汚濁原因を調査します。
汐川干潟水質環境の整備		底質調査や遊水池調査を踏まえ、汚染原因の特定に努めるとともに、汐川干潟における水質汚濁の高い状態や、そこに堆積するヘドロ等を改善するための方策を検討します。

(イ) 河川浄化対策の推進

汐川干潟やそこに流入する河川（汐川、蜷川、切畑川など）の水質を保全するため、富士見台処理区ほか4処理区及び田原処理区ほか9処理区の適切な維持管理を実施するとともに、水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水に関しては、基準を遵守した排水の放流をするように指導します。

具体的な取組	実施主体	説明
富士見台処理区等の適切な維持管理	豊橋市 田原市	富士見台処理区ほか4処理区及び田原処理区ほか9処理区の適切な維持管理を実施するとともに、定期的な点検結果に基づき、適切な対応を行います。
特定事業場の監視・指導の実施	豊橋市	特定事業場へ定期的に立入検査するとともに、排水基準等を超過していることが確認された場合は、適切な指導を実施します。

(ウ) 自然環境調査の実施

汐川干潟やその周辺の自然環境（植物、底生動物、鳥類等）を定期的に調査するとともに、生物多様性を損なうおそれのある外来生物の防除を行います。

具体的な取組	実施主体	説明
自然環境調査の実施	豊橋市 田原市	生物調査等を定期的実施するなど、汐川干潟及び周辺における生態系の状況を把握します。
外来生物の防除		汐川干潟の生態系に大きな影響を与えているアカミミガメなどの外来生物の防除を行います。

(エ) 環境保全型農業の普及・促進

生態系に配慮した汐川干潟周辺の水辺環境を保全するため、化学肥料・農薬の適正利用や環境に優しい農業用資材の普及促進、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者の活動推進などにより、環境保全型農業を推進します。

具体的な取組	実施主体	説明
有機農業の推進	豊橋市 田原市	化学肥料や農薬に頼らない有機農業の普及を促進します。
化学肥料や農薬の使用低減・啓発		環境負荷の要因となり得る化学肥料や農薬の使用低減に向けた取組を支援することで、環境負荷の低減と農産物の安全確保に配慮した農業を推進します。
使用済み農業用資材の適正処理の推進		使用済み農業用資材（プラスチック等）の回収・適正処理を進めるため、関係者に対し啓発を行います。

Ⅱ 生き物と干潟の仕組みに関する教育【教育推進施策】

一般の方や子ども達に対して、汐川干潟に触れることができる機会を提供し、干潟の生き物や水質を浄化する働きについて学び、又は体験する機会を構築することで、汐川干潟への理解促進を図ります。

(ア) 自然観察会の開催

汐川干潟は、数多くの渡り鳥や貝、カニなど、絶滅危惧種も含め多種多様な生き物が数多く共存しています。多くの市民に、「生き物の宝庫」である汐川干潟の自然について学んでいただき、郷土の自然とその保全の大切さについて考えてもらうために、自然観察会を開催します。

具体的な取組	実施主体	説明
自然観察会の開催	豊橋市 田原市	汐川干潟の自然に直接触れ合うとともに、干潟保全の重要性を考えてもらう観察会を開催します。

(イ) 干潟に関する教育の実施

干潟に直接出向くことができない一般市民や児童・生徒に対して、市職員が学校等に出向き、汐川干潟の自然や環境保全の大切さについて説明します。

具体的な取組	実施主体	説明
社会人向け出前講座の実施	豊橋市 田原市	一般市民や企業の社員等を対象とした出前講座を開催します。
学校向け訪問授業の実施		小学校の児童や中学校・高校等の生徒を対象とした訪問授業を開催します。

Ⅲ 水質改善や環境美化に役立つ自発的な活動促進【活動促進施策】

干潟の自然環境を保全するためには、行政のみの活動では限度があるため、地域住民及び事業者の方々が、それぞれの活動の範囲で、水環境に対する負荷の低減やボランティア活動など、汐川干潟の自然環境に対して理解を深められるよう、干潟の環境保全に配慮した取組を支援するとともに、担い手を育成するための活動を推進します。

(ア) 水質改善や環境美化に役立つ自発的な活動の促進

汐川干潟の保全に資する水質改善や美化清掃など、一般の方から事業者までが参加できる地域ぐるみの活動を促進します。

具体的な取組	実施主体	説明
清掃活動による水場環境の保全	豊橋市 田原市	海岸漂着物等による海洋汚染防止への積極的な取組を推進するため、清掃活動による水場環境の保全など、地域ぐるみの活動を促進します。
合併処理浄化槽への転換促進		合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に必要な費用の一部を市が補助します。
特定事業場以外の事業場等に対する協力要請		特定事業場でないため排水基準が適用されない事業場については、対策を検討するとともに、必要な協力を求めます。

(イ) 汐川干潟の保全に資する担い手の育成

観察会など環境学習の機会を支えている個人や活動団体メンバーの高齢化が進んでいることから、新たな担い手を育成するための活動を推進します。

具体的な取組	実施主体	説明
小中学校など教育機関との連携	豊橋市 田原市	汐川干潟周辺の小中学校と連携し、汐川干潟の保全に係る取組に対して支援を行います。
若い世代の積極的な保全活動への参加促進		学校等への観察会開催案内の周知、汐川干潟保全に資するボランティア活動等への参加の呼びかけなどにより、学生をはじめとした若い世代が、汐川干潟を知るきっかけや干潟の保全に向けて取り組むためのきっかけづくりを進めます。

(ウ) 市民ボランティア等の自発的な取組の促進及び連携

若い世代だけでなく、地域住民を始めとした市民ボランティアの自発的な取組を積極的に支援します。

具体的な取組	説明
市民ボランティア等の自発的な取組の促進及び連携	汐川干潟周辺の住民や市民ボランティア等が実施する汐川干潟の自然や生態系を保全するための取組のマッチングや後援、環境整備を行うなど、自主的な活動を支援します。
事業者の自主的な取組の促進及び連携	事業者が実施する汐川干潟の自然やそこに住む動植物の観察、生態系を保全するための自主的な取組のマッチングや後援、環境整備を行うなど、自主的な活動を支援します
専門家との連携	汐川干潟の自然や歴史等に造詣の深い専門家や博物館学芸員等との協力・連携体制を構築又は強化します。

IV 干潟の保全のための関係機関の連携【連携施策】

豊橋市、田原市及び関係行政機関が、国、愛知県、豊橋市及び田原市が策定する各種計画との整合を図りつつ、共同して施策を実施する、又は各市の施策を相互に調整するなど、汐川干潟全体の保全を効果的に進めることができる仕組みを整えます。

(ア) 豊橋市・田原市の連携強化

豊橋市と田原市が、連携・協力して施策を実施するため、打合せや総会等の定期的な開催、汐川干潟に関する情報の共有などを行い、連携を強化します。

具体的な取組	実施主体	説明
汐川干潟保全連絡会総会の開催	豊橋市 田原市	豊橋市及び田原市が相互に調整・連携し、汐川干潟に関連する施策を円滑に進めるとともに、適切な役割分担を設定するため、汐川干潟保全連絡会総会を定期的で開催します。
汐川干潟保全マスタープランの進捗管理		本計画に掲げる事業の進捗を定期的に把握するとともに、必要に応じて、進捗が遅れている関係部局に対して、フォローアップを実施します。
干潟に影響する情報共有		油の流出など、汐川干潟に影響を与える環境汚染等が発生した場合は、2市間及び関係者と情報共有を図ることで、関係機関とも連携し、被害の最小化を図ります。

(イ) 海岸管理者等との連携強化

豊橋市と田原市が、本計画に規定する施策を円滑に実施するため、「三河港港湾計画」との整合を図りつつ、海岸管理者である愛知県等の行政機関や関係者との連携を強化します。

具体的な取組	実施主体	説明
海岸管理者との連携	愛知県 豊橋市 田原市	本計画に規定する施策等が円滑に実施できるよう、海岸管理者との連携・協力体制を構築します。
海岸管理者以外の行政機関との連携		課題や社会動向に合わせて、関係行政機関と連携を進めます。
汐川干潟周辺の土地及び建物管理者等との連携		汐川干潟観察会などが円滑に進むよう、連携します。
滞の浚渫について連携	愛知県 田原市	汐川干潟の生態系に配慮した滞の浚渫について促進していけるように連携します。

(ウ) 国・愛知県との連携強化

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成を掲げており、国立・国定公園の拡大や管理の強化、自然共生サイトの認定促進を行動計画として策定しており、今後は国及び愛知県により、これらの取組が推進されることが想定されます。

豊橋市及び田原市は、国や愛知県との連絡体制を強化するなど、これらの施策に積極的に協力します。

具体的な取組	実施主体	説明
自然公園の指定に向けた協力	豊橋市 田原市	自然公園法又は愛知県立自然公園条例に規定する自然公園の新規指定や大規模拡張に対する調整を進めることとなった場合、国や愛知県との協力関係を強化し、情報収集や必要な協力を行います。
自然共生サイトの認定取得に向けた協力		汐川干潟において、自然公園の指定が困難なことが判明した場合は、「自然共生サイト」の認定取得に係る情報収集や必要な対策を検討・実施するとともに、海岸管理者である愛知県との協力関係を強化するなど、必要な協力を行います。

V 干潟の自然に関する情報の収集・提供【情報提供施策】

汐川干潟の生物目録や河川の水質測定結果など自然に関する基礎的な情報、生活排水対策や合併処理浄化槽補助制度など水質浄化を促す情報、自然観察など適正な利用を啓発する情報といった、汐川干潟の保全に役立つ各種の情報を提供します。

(ア) 適正な水利用の啓発

汐川干潟や汐川干潟に流入する河川水質の維持・向上を図るため、必要な情報を公表するとともに、生活排水対策等に関する正しい情報の周知を行います。

具体的な取組	実施主体	説明
生活排水対策の実施	豊橋市 田原市	汐川干潟に流入する生活排水について、啓発や情報発信を進めます。
浄化槽の適正な維持管理に関する情報発信		利用者が保守点検・清掃・法定検査を適切に実施するよう、啓発を行うとともに、浄化槽の正しい使い方に関する情報をホームページ等に掲載します。
モニタリング調査結果の公表		汐川干潟に流入する河川水質のモニタリング調査結果について、定期的にホームページ等へ掲載します。

(イ) 干潟及び干潟に生育・生息する動植物に関する情報発信

汐川干潟の位置や特徴、生育・生息する動植物の紹介、汐川干潟の保全に係る取組等について、ホームページや SNS などのツールを活用し、情報発信を行います。

具体的な取組	実施主体	説明
ホームページ、SNS を活用した情報発信	豊橋市 田原市	両市のホームページや SNS など、特に若者が中心となって閲覧するアプリケーションを用いて情報発信を行います。
動植物の資料展示		環境イベントや、博物館や図書館等の展示スペース等を活用し、汐川干潟やその周辺における自然環境や動植物に関する資料の展示・紹介を行います。

6 本計画の推進のために

本計画に記載された施策を着実に実施していくため、豊橋市及び田原市は、それぞれの立場において、又は協働によって、環境への負荷を低減するための取組を進めます。

また、各部局の担当者や汐川干潟の関係者、汐川干潟保全連絡会の意見を踏まえ、施策の進捗状況や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて本計画に記載した施策の見直しを行います。

參考資料

参考① 自然環境

①.1 地 質

集水域に関して、汐川流域から沿岸部にかけての低地は沖積層で、それ以外は洪積層（渥美層群）に覆われています。沖積層を構成する砂礫、砂、シルトは、固結度が低いため降雨時などに河川へ流出しやすく、それらが汐川干潟に堆積するものと考えられます。

①.2 動植物

（1）植 物

汐川干潟及び周辺の植物として、これまでに 84 種（変種を含む）の記録がありますが、本計画では汐川干潟を代表する種として、シバナ、ハマツナなどの塩生植物にヨシを加えた 12 種を塩性湿地植物と称していましたが、令和 3 年度からハマアカザを追加し、13 種となりました。この中で、最も面積が大きく分布域が広いものはヨシ群落で、特に、汐川と切畑川の河口部に発達しています。ヨシ群落の周辺や船だまりでは、シバナやハマツナの小規模な群落が分布し、周辺の紙田川河口部ではシオクグの群落も見られます。また、堤防の直下には、ハマボウやウラギクが生育しています。なお、ヨシ群落は窒素を除去しリンを吸収するため、水質の浄化に役立っていると考えられます。令和 3 年に塩性湿地植物（13 種）の生育状況について調査した結果、全て生育が確認できましたが、平成 13 年調査時（出典：藤原直子ほか 2002）から生育範囲が縮小していることが分かりました。また、周辺でのヒガタアシの抑え込みはおおむね順調である傾向にあります。少なくとも市内では 2021 年度にも再生が確認されています。外来植物の根絶活動では、生育が低減された段階で関心が薄れ、再生・再繁茂を許すことが危険視され、本地域への再侵入に対しても引き続き警戒が求められます。



〔図①－1 汐川河口のヨシ群落〕



〔図①－2 汐川河口のシバナ群落〕

(2) 底生動物

汐川干潟では、環境省による近年（2016-2020年）の調査でゴカイ、貝、カニなど 97 種の底生動物の生息が確認されています。その内の約半数を貝類が占め、貝の種類が特に豊富であると言えます。コケゴカイ、オキシジミ、チゴガニなどは分布域が広く、干潟の各所に生息しています。逆に干潟の沖合に生息するオオノガイ、ヨシ群落周辺にのみ見られるフトヘナタリ、アシハラガニなどは、分布域が限られた種です。なお、これらの底生動物は、堆積した有機物を摂食、あるいは水中の栄養分をろ過することなどにより、干潟の底質や水質の浄化に役立っていると考えられます。近年（2016-2020年）の調査では、過去の調査時より出現種数が減少しています。また、外来種として4種（アメリカフジツボ、コウロエンカワヒバリ、タテジマフジツボ、ムラサキイガイ）が確認されています。



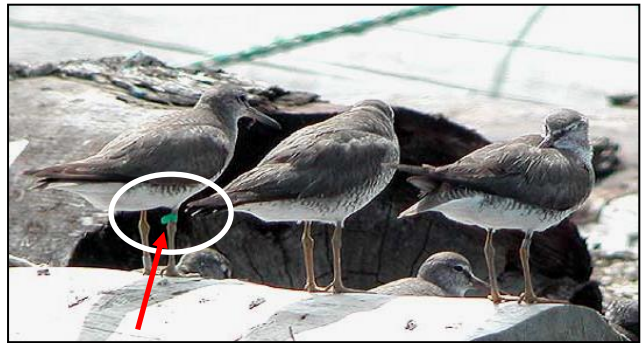
[図①-3 オキシジミ] [図①-4 チゴガニ] [図①-5 フトヘナタリ]

(3) 鳥類

汐川干潟及びその周辺では、これまで（1974年以降）に 253 種、近年（2017-2021年）の調査では、過去（1996-2000年）に確認した 167 種から出現種数が減少した 153 種の鳥類を確認しました。これは、愛知県全体の 24 目 74 科 418 種（出典：愛知県環境部自然環境課 2018）の約 64%に相当し、鳥類の種類数が特に多いと言えます。汐川干潟を代表する種として、全国的に見て種類数と個体数がともに多い、シギ・チドリ類が挙げられます。特に、ここで越冬するダイゼンとハマシギは、「レッドデータブックあいち 2020」で地域個体群（越冬）（LP）と絶滅危惧Ⅱ類（越冬）（VU）に挙げられており、全国的に見て重要な個体群と言えます。これらは、潮の引き際に干潟の南東部に集まり、潮が引いて行くにつれて干潟全域に広がる傾向があります。また、シギ・チドリ類は、長距離の渡りをすることで知られています。汐川干潟では、毎年のようにオーストラリアや北海道東部で標識を付けられた個体が観察されており、東アジア地域における、シギ・チドリ類の渡りの中継地であることが明らかになっています。



[図①-6 ハマシギ]



オーストラリア・クィーンズランド州で
標識を付けられたキアシシギ

[図①-7 キアシシギ]

①.3 絶滅のおそれのある種

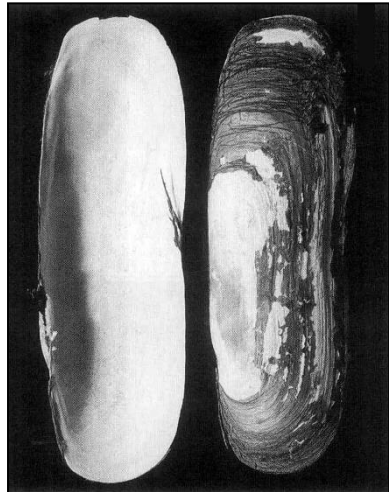
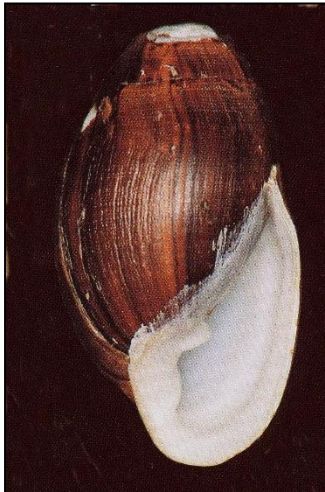
汐川干潟に生育・生息する動植物の中には、国内又は県内で絶滅のおそれがあるとされる種が数多く含まれています。該当種の例を挙げると、ウミニナは干潟の広く各所で普通に見られ、シバナ群落は小規模ながら安定しており、数は少ないもののハウロクシギが定期的に渡来します。また、汐川河口部のヨシ群落には、オカミミガイなど希少な貝類が生息し、その周辺には県下では数少ないハマボウ群落があります。

一方で、「モク」の呼称で知られるアマモ類は 1970 年までに、アゲマキは 1980 年までに汐川干潟で絶滅したと考えられています。干潟や河口域の湿地（ヨシ原等）は、国内及び県内で著しく減少してきました。汐川干潟はそうした環境にしか棲むことができない動植物にとって残された数少ない生育・生息の場であり、生物種の保存の上で重要と言えます。

[表①-1 汐川干潟に生育・生息する絶滅危惧等種]

(2020 年現在)

区 分		塩性湿地植物		底生動物		鳥 類	
確認された種の数 (2016 年～)		13 種		97 種		153 種	
絶滅危惧種又は希少な種の数		環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県
		4 種	5 種	23 種	25 種	24 種	33 種
		内 訳		内 訳		内 訳	
環境省・愛知県発行のレッドデータブック	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	0	0	0	4	0	1
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	0	1	1	1	2	9
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	0	2	8	4	13	15
	準絶滅危惧種 (NT)	4	2	14	16	9	8
他の研究書 (藤岡・木村 2000 和田他 1996)	絶滅寸前	/	/	3	/	/	/
	危 険			17			
	希 少			4			



[図①-8 オカミミガイ] [図①-9 ホウロクシギ]

[図①-10 アゲマキ]

絶滅危惧Ⅱ類（環境省）
絶滅危惧ⅠB類（愛知県）

絶滅危惧Ⅱ類（環境省）
絶滅危惧ⅠB類（愛知県）

絶滅危惧Ⅰ類（環境省）
絶滅（愛知県）

参考文献

愛知県、2018 愛知県鳥類生息調査（1967-2016）50年の記録

愛知県、2020 愛知県の絶滅のおそれのある野生生物

（レッドデータブックあいち 2020-動物編）

愛知県、2020 愛知県の絶滅のおそれのある野生生物

（レッドデータブックあいち 2020-植物編）

藤岡エリ子・木村妙子、2000 三河湾奥部汐川干潟の1998年春期における底生動物相（豊橋市自然史博物館研究報告）

藤原直子・木村妙子・藤岡エリ子、2002 三河湾汐川干潟の塩性湿地植生（豊橋市自然史博物館研究報告）

環境省、2021 2020年度モニタリングサイト1000磯・干潟調査報告書

和田恵次ほか、1996 日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状（WWF Japanサイエンスレポート）

参考② 水環境

②.1 干潟の底質及び遊水池の水質の状況

汐川干潟は、基本的には砂泥質の干潟で、西側（田原市側）は粒径がごく細かなシルトや粘土を多く含む泥質、東側（豊橋市側）は粒径がやや粗い細砂質と、場所によって底質が異なります。過去は、干潟の西側は、現在よりも泥質の傾向がより強かったとされており、流れ込む砂泥の性質が変化してきた可能性があります。

また、干潟には川などを通じて有機物なども流入し堆積します。汐川干潟の南東に位置する福住・新々田排水機場前の遊水池は、切畑川方面から紙田川方面へと水を運ぶため、その水質が汐川干潟の水質に反映すると考えられています。

水質の状況を COD（化学的酸素要求量）値で見ると、砂粒が微細な泥質部分には、酸素が浸透しにくいいため、COD 値が高くなる傾向があります。有機物が過度に溜まることは、人から見ても生き物から見ても好ましいことではありません。

汐川干潟に飛来する野鳥は、干潟の多様な底生動物や周辺の塩生湿地の植物を求めて現れるため、生物にとって生育・生息しやすい底質・水質環境を整えることが重要です。

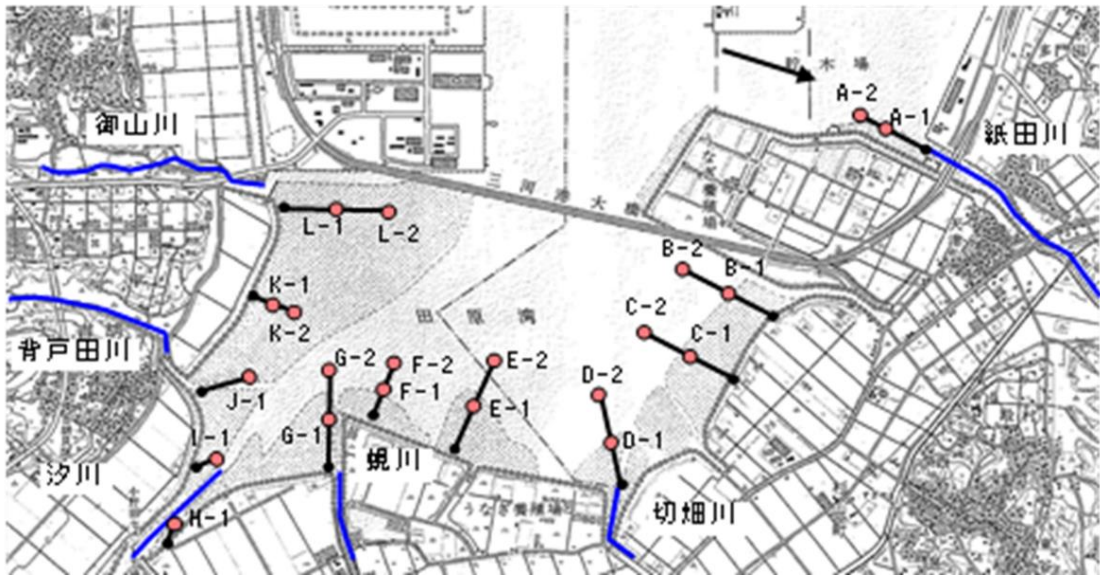
（1）干潟の底質

令和3年度に、汐川干潟の底質及び COD 値の状況調査を実施しました。調査地点は、平成12年に実施した前回調査と同一の地点（21か所）としています。調査の結果、底質については前回調査とほぼ似通った土質構成であることが分かりました。

- ・御山川・背戸田川河口部分（干潟西部の田原市側 I～L）は、シルト・粘土の割合が多い細かい土質の区域
- ・新々田排水機場付近（干潟東部の豊橋市側 B，C）は、細砂の割合が多い粒の大きい土質の区域
- ・紙田川河口部分（干潟北東部の豊橋市側 A）及び汐川・蜷川・切畑川河口部分（干潟南部の豊橋市と田原市の境界側 D～H）は、細砂を基本としつつシルト・粘土が混在する区域

COD 値について、前回結果と比較した結果、すべての地点で COD 値が低くなっていることが判明しました。これは、前回の COD 平均値 9.3 mg/g（乾泥）と比較し、今回の COD 平均値は 4.7 mg/g（乾泥）と数値が約半減していることから、汐川干潟全体の汚濁負荷は改善していることが伺えます。

各地点における COD 値は、豊橋市側の杉山地先、切畑川河口で低く、紙田川河口、汐川河口、吉胡地先では高い傾向が見受けられました。特に、紙田川河口で数値が高く、また臭気（硫化水素臭）も感じられたことから、他の地域と比較して貧酸素状態であると考えられます。COD 値が高い場所の土質は、粒度の小さい粘土質又はシルト質であることから、汚染物質のひとつである有機分が粒度の小さい泥質の干潟に堆積しやすいことが原因のひとつであると考えられます。

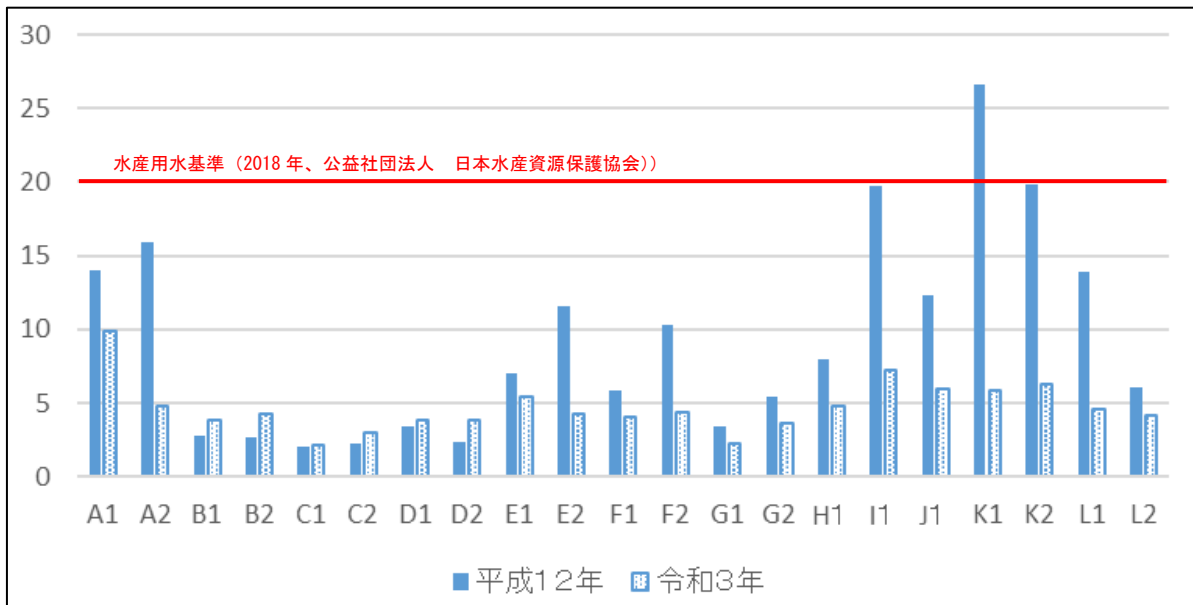


[図②-1 汐川干潟底質調査 採土地点]

[表②-1 底質調査結果及び過年度との比較表]

調査地点		A1	A2	B1	B2	C1	C2	D1	D2	E1	E2
項目	土質	粘土	粘土	砂	砂	砂	砂	砂	砂	シルト	シルト
	平成12年	粘土	粘土	砂	砂	砂	砂	砂	砂	シルト	シルト
COD (mg/g乾泥)	平成12年	14.0	15.9	2.8	2.7	2.0	2.3	3.4	2.4	7.0	11.6
	令和3年	9.9	4.7	3.9	4.2	2.1	3.0	3.8	3.9	5.4	4.2

調査地点		F1	F2	G1	G2	H1	I1	J1	K1	K2	L1	L2
項目	土質	砂	シルト	砂	シルト	シルト	粘土	シルト	シルト	シルト	シルト	シルト
	平成12年	砂	シルト	砂	シルト	シルト	粘土	シルト	シルト	シルト	シルト	シルト
COD (mg/g乾泥)	平成12年	5.9	10.3	3.4	5.4	8.0	19.7	12.3	26.6	19.8	13.9	6.1
	令和3年	4.0	4.4	2.3	3.6	4.8	7.2	5.9	5.9	6.3	4.6	4.2



[図②-2 底質調査結果及び過年度との比較]

(2) 遊水池の水質

汐川干潟に水が流入する遊水池（堤防を挟んで反対側の水路であって、この水が排水機場から汐川干潟に水が流出する）において、「水質汚濁の程度が大きく、これが汐川干潟の環境に影響を与えているおそれがある」との専門家からの指摘を受け、汚濁の程度を確認するため、令和4年度に調査を実施したものです。

この調査は、福住排水機場及び新々田排水機場付近の遊水池の水質分析と、遊水池へ流入している排水経路の汚濁状況（COD値の簡易測定）調査の2種類を実施しました。

水質調査の結果、福住排水機場付近では水路全体で水質汚濁が、新々田排水機場付近では一部水路で生活排水が原因とみられる軽微な水質汚濁が、両排水機場の中間付近では一部の水路に水質汚濁が認められました。

遊水池に流入している排水経路を調査したところ、複数の水路でCOD値が一定値以上（10 mg/L）のCOD値であったため、可能な限り調査を実施したところ、遊水池の上流部に存在するため池のCOD値が比較的高いこと（七股池（COD：30 mg/L）、井ノ木池（COD：30 mg/L））が確認されました。この原因のひとつとして、ため池上流部からCOD値の高い水が流入している可能性が考えられます。

また、周辺にある畜産農家の排水状況を確認したところ、水質汚濁防止法に基づき規制されている排水の規制値を下回っていましたが、周辺の河川水質と比較して高い状況です。

今後は、ため池への流入経路及びため池と周辺畜産農家との地理的關係など、原因調査を実施していく必要があります。

また、今回は植物プランクトンの増殖による有機汚濁の原因物質として、遊水池の全窒素や全リンも調査したところ、比較的高い濃度を確認しました。この原因として、畜産農家の排水や農用地の肥料が降雨時に流出したことが可能性のひとつとして考えられます。また、上流部には、住宅地が広がっていることから、家庭排水などの影響も可能性として考えられます。



[図②—3 遊水池見取り図]

【表②—2 水質調査結果（遊水池）】

検査項目 \ 検査場所	福住排水機場	新々田排水機場	環境基準【※】
COD (mg/L)	12	10	8
全窒素 (mg/L)	11	16	1
全リン (mg/L)	1.3	1.2	0.1
SS (mg/L)	26	38	ごみ等の浮遊が認められない

※環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準（湖沼）を参考に掲載

【表②—3 水質検査結果（水路）】

検査項目 \ 検査場所	福住排水機場	中間点	新々田排水機場
COD (mg/L)	5～30	5～50	0～20

【参考】（COD値の汚れの程度）

COD (mg/L)	水質比較	汚れの程度
1	上水道	きれい
2～3	水道用水源として利用できる	ややきれい
4～5	生物が生息し、用水として利用できる	
5～10	日常生活で不快に感じない程度の排水	異常がない程度
10～	日常生活で不快に感じる排水	やや汚れている

②.2 川及び海の水質の状況

汐川干潟へは、主に以下の6つの河川からの流入があります。

種別	河川名	計測地点	水質調査機関
2級河川	汐川	船倉橋、汐川橋	愛知県・田原市
	紙田川	境橋	豊橋市
	蜷川	今田橋	田原市
準用河川	切畑川	国道259号線下	豊橋市
	御山川	—	—
	背戸田川	柴山池入口	田原市



[図②-4 汐川干潟へ流入する主要河川 位置図]

流入する河川の水質により汐川干潟とそこに生息・生育する底生動物、植物、飛来する野鳥に影響することが考えられるため、これらの河川の水質についても注視する必要があります。

河川ごとに水質の状況の推移について、以下に記載します。

【注意点】

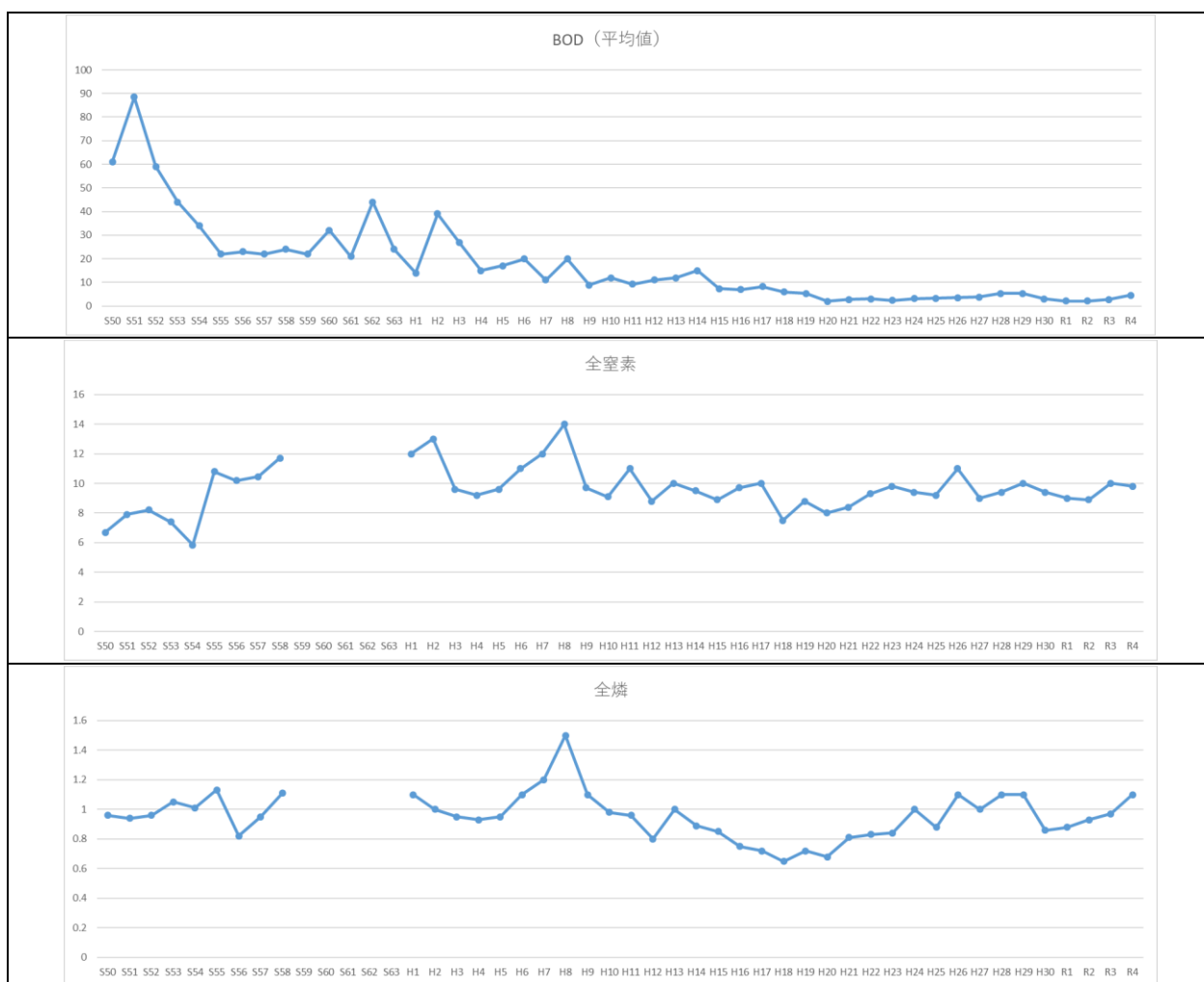
- ※ 御山川は測定を実施していないため、分析を割愛します。
- ※ 河川ごとに把握し得る年代別データが異なるため、調査し得る範囲で分析を行います。
- ※ 分析では、2級河川の汐川に適用されている愛知県の類型区分D（環境基準値（BOD（生物化学的酸素要求量）75% 水質値）で8mg/L以下）を考慮し、BOD値：8mg/Lを参考値として設定します。また、河川には全窒素、全リンについて、環境基準値が設定されていないため、湖沼における環境基準値（類型V：全窒素 1mg/L、全リン 0.1mg/L）を参考値として設定します。

(1) 汐川

BOD 値は、昭和 51 年度の 110mg/L をピークに、その後は数値が低下し、平成 20 年度以降はおおよそ 3.5mg/L 前後で推移しており、環境基準に見合う状況であると評価できます。

全窒素の数値は平成 8 年度に最大値の 14mg/L を記録していますが、それ以降は下降し振れ幅も少なくなり、平成 10 年度から令和 4 年度に至るまで、平均 9.3mg/L で推移しているものの、湖沼の環境基準の 10 倍に近い値となっています。

全リンは、平成 8 年度以降は下降傾向にあります。平成 24 年度から若干の上昇傾向が見られ、平成 24 年度から令和 4 年度に至るまでの平均値は 1.0mg/L と、湖沼の環境基準の 10 倍の値となっています。



[図②-5 汐川水質経年変化図]

(備考) 調査地点：船倉橋

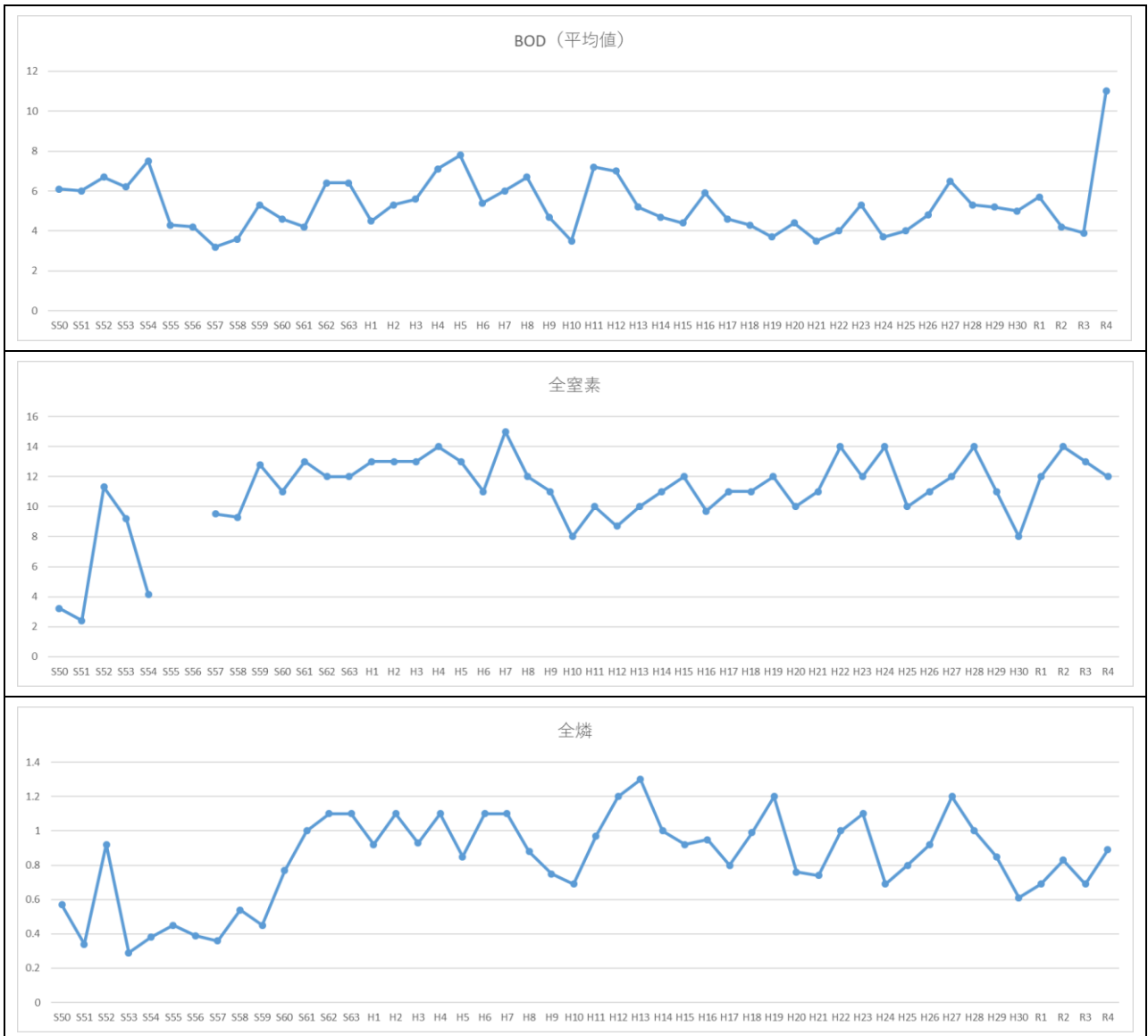
BOD 値は 75% 値。全窒素、全リンは平均値を示す。

(2) 紙田川

BOD 値について、昭和 50 年度以降、振れ幅は大きいものの 8 mg/L 以下にて推移してきましたが、令和 4 年度は 11mg/L と環境基準を超過しています。

全窒素は、上昇と下降を繰り返し、平成 30 年度にいったん 8.0mg/L の低水準を記録していますが、令和 4 年度の数値は 12mg/L を記録しています。

全リンは、測定年度によって数値は大きく異なり、上昇と下降を繰り返していたものの、直近は若干の上昇傾向で、令和 4 年度の数値は 0.89 mg/L となっています。



[図②-6 紙田川水質経年変化図]

(備考) 調査地点：境橋

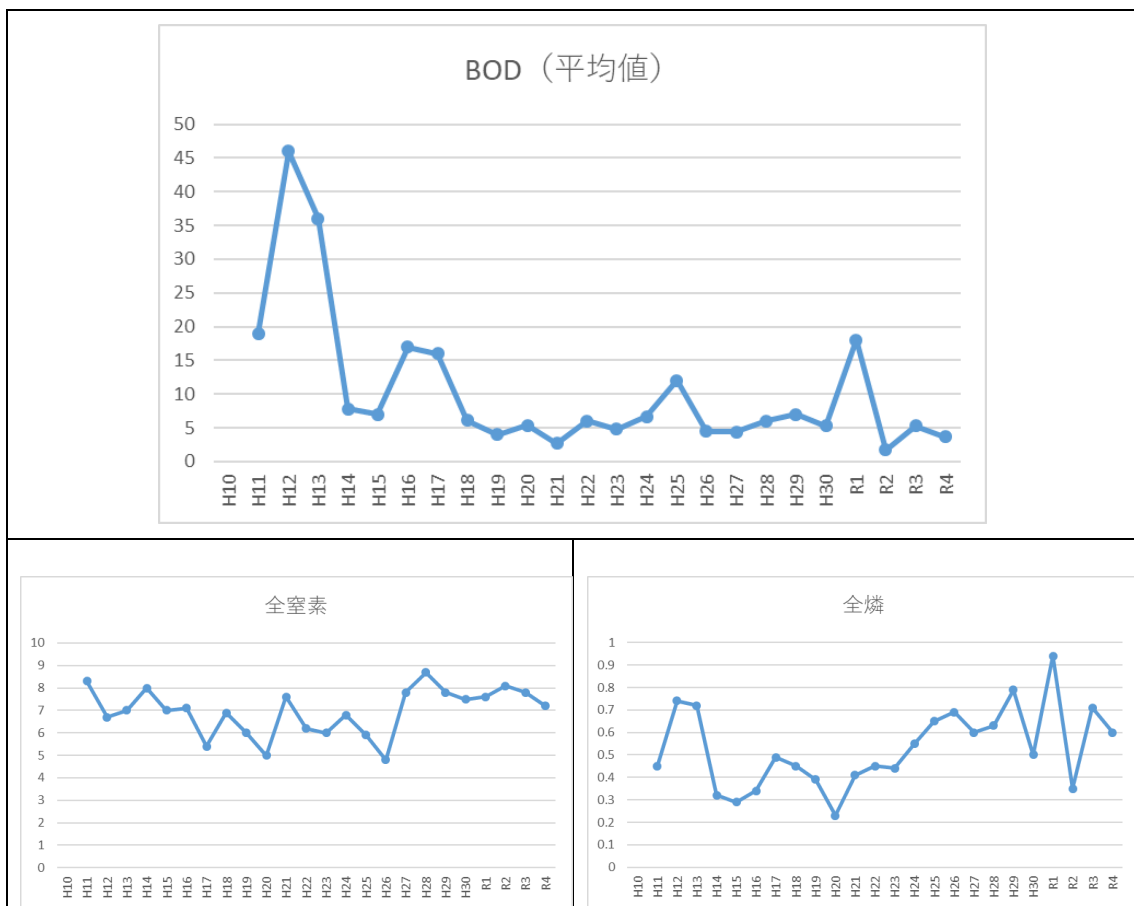
全て平均値を示す。

(3) 蜷川

BOD 値は平成 12 年度の 46mg/L をピークに、その後は下降傾向にあり、令和元年度は 18mg/L と比較的高い数値を記録するものの、令和 4 年度は 3.7mg/L まで低下しています。

全窒素は、平成 26 年度の 4.8mg/L の数値に至るまでは緩やかに下降傾向であったものの、それ以降は上昇・高止まり傾向となり、令和 4 年度は 7.2mg/L を記録しています。

全リンは、平成 15 年度の 0.29mg/L から上昇と下降を繰り返し、令和元年度に最大値の 0.94mg/L を記録したのち、令和 4 年度は 0.60mg/L となっています。



[図②-7 蜷川水質経年変化図]

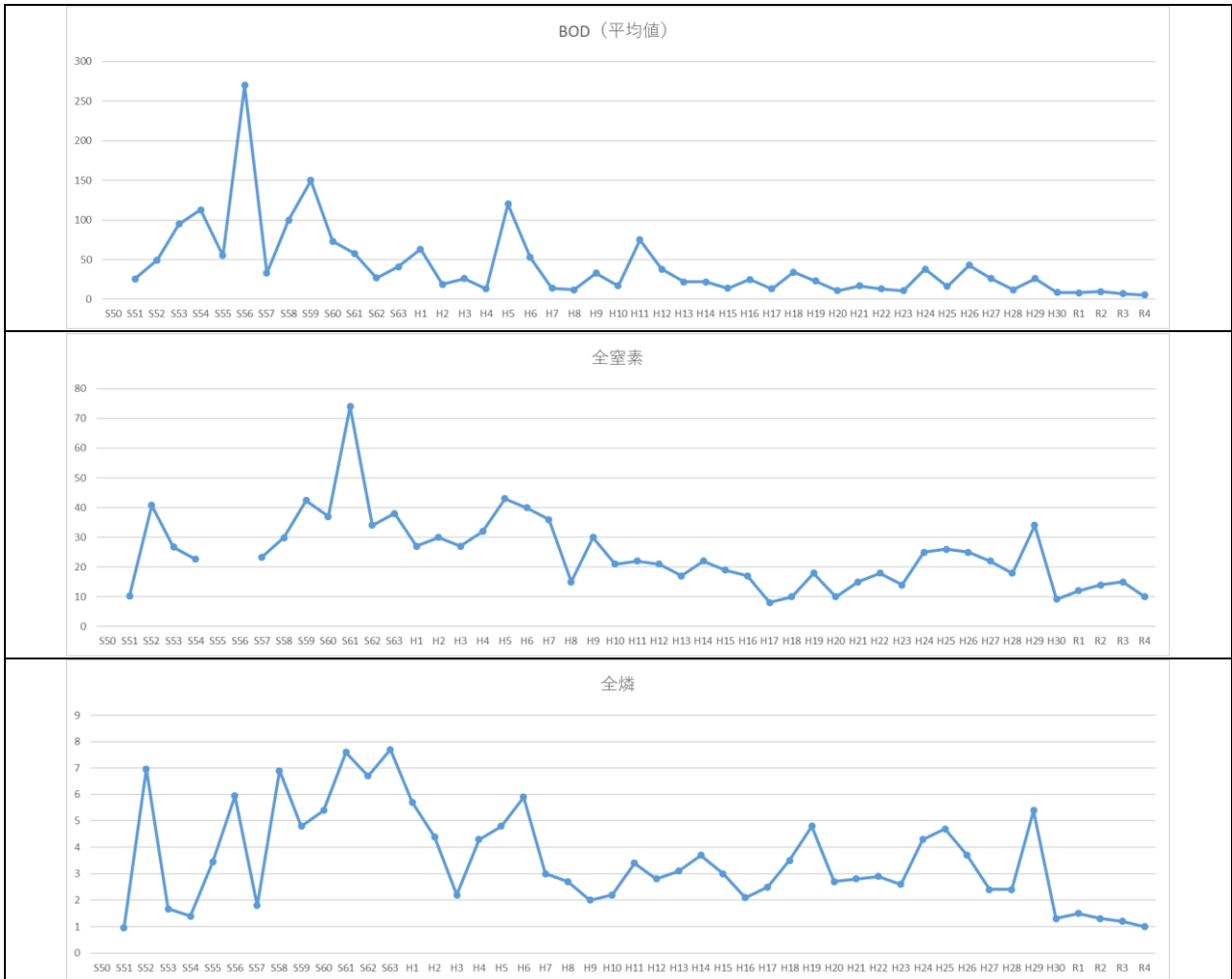
(備考) 調査地点：今田橋
全て平均値を示す。

(4) 切畑川

BOD 値について、昭和 56 年度に 270mg/L をピークに、昭和 59 年度に 150mg/L、平成 5 年度に 120mg/L、平成 11 年度に 75mg/L と、数回ほど極大値をとっているものの、その後に数値は下降し、令和 4 年度は 5.6mg/L と低水準に留まっています。

全窒素は、昭和 61 年度に最大値の 74mg/L を記録し、その後は下降と上昇を繰り返しながらも下降傾向を見せ、令和 4 年度は 10mg/L となっています。

全リンは、平成 29 年度に 5.4mg/L を記録するまで、上昇と下降を繰り返していましたが、近年は低水準での落ち着きを見せ、令和 4 年度は 1.0mg/L となっています。



[図②- 8 切畑川水質経年変化図]

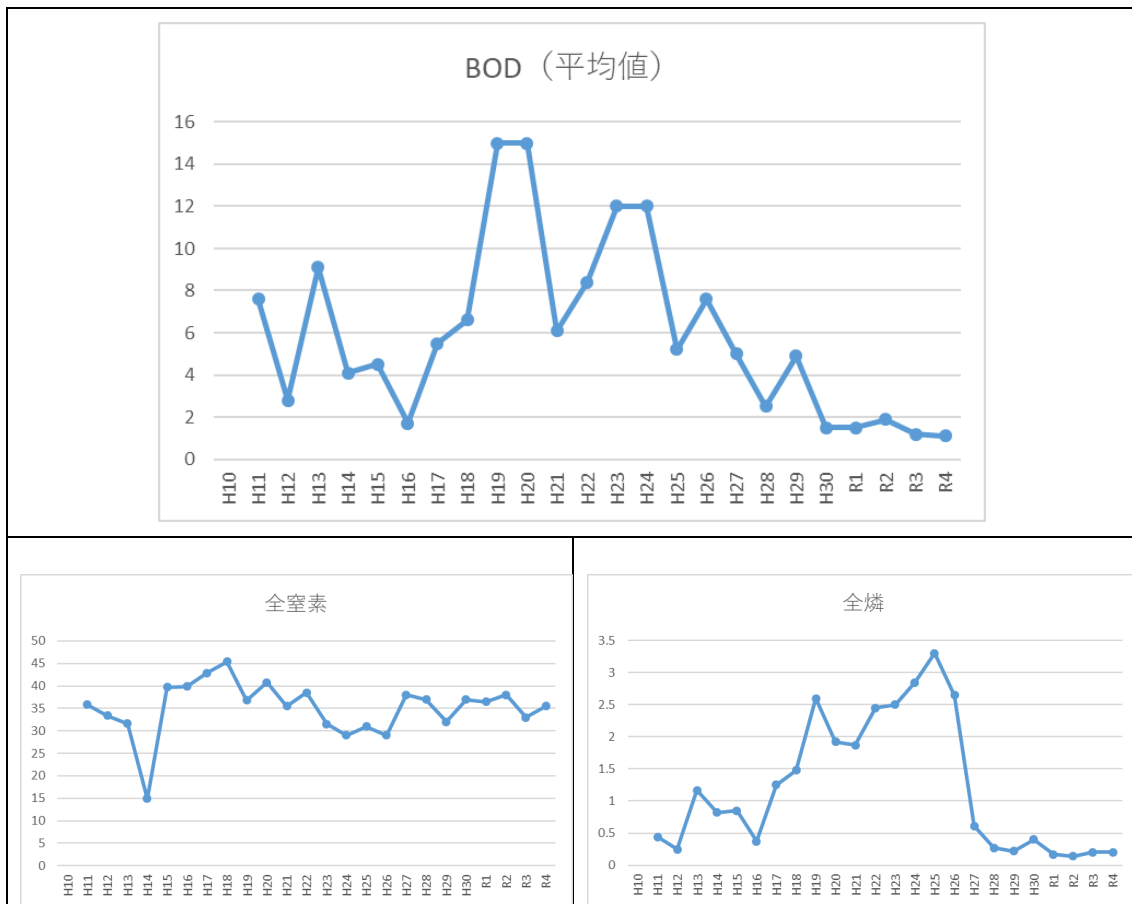
(備考) 調査地点：国道 259 号線下
 全て平均値を示す。

(5) 背戸田川

BOD 値は平成 19 年度と平成 20 年度に同値の 15mg/L を記録していますが、その後は下降と上昇を繰り返しつつも、令和 4 年度は 1.1mg/L と低い数値を記録しています。

全窒素は、平成 14 年度に 14.9mg/L を記録していますが、その後上昇しています。平成 15 年度から令和 4 年度までの平均値は、36.4mg/L と高い数値で推移しています。

全リンは、平成 25 年度に最大値 3.3mg/L まで上昇したのち、急激な下降を見せ、令和 4 年度は 0.2mg/L と低水準値を記録しています。他の河川と比較して低水準ですが、湖沼の環境基準を満たさない状況です。



[図②-9 背戸田川水質経年変化図]

(備考) 調査地点：柴山池入口

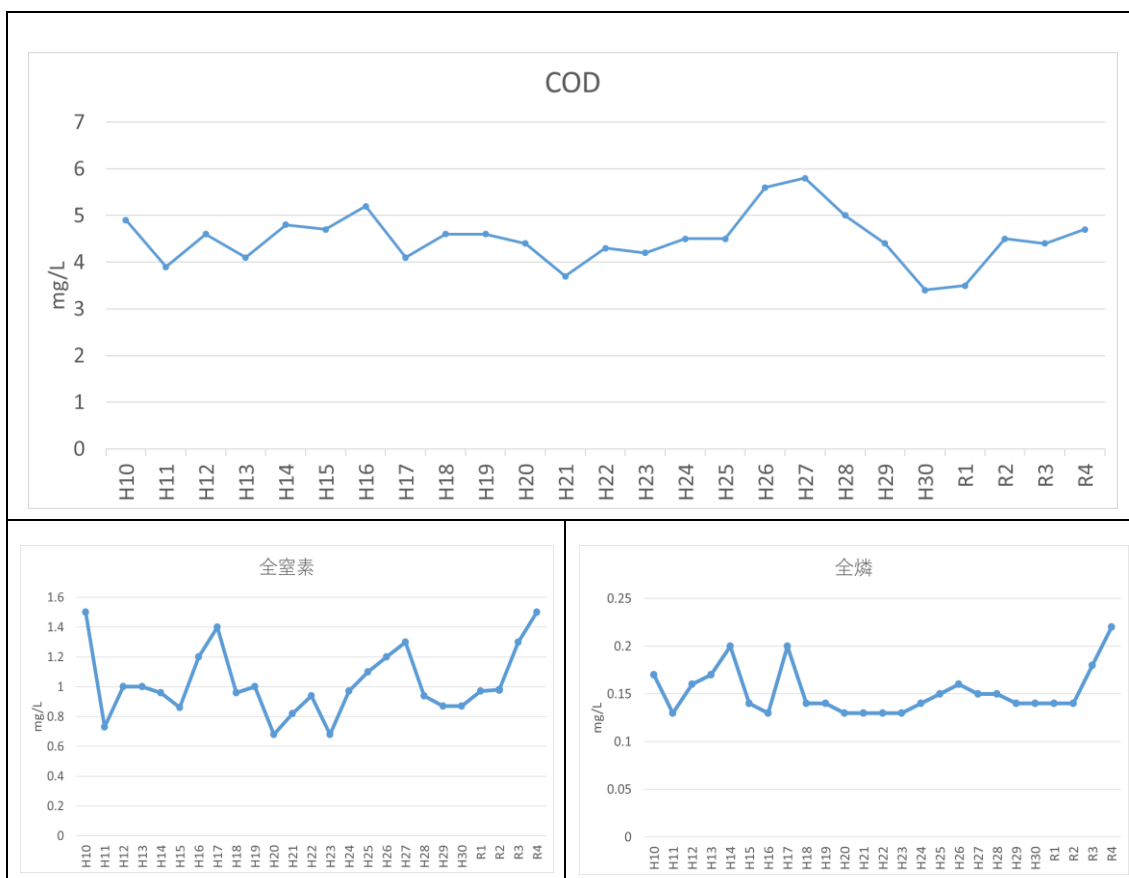
全て平均値を示す。

(6) 田原湾

汐川干潟が面する田原湾近隣では、神野・田原地先「木材港」地点にて水質調査が実施されています。水質について COD 75%値の推移を見ると、過去10年間の平均は4.6mg/Lであり、前回の調査結果で示された数値と同水準を維持している状況であり、この海域の環境基準値（C類型：COD 8mg/L以下）を満たしています。

一方で、全窒素及び全リンの推移を見ると、過去10年間平均値は全窒素が1.1mg/L、全リンは0.15mg/Lと、木材港が含まれる三河湾（口）の水域内において最も高い数値となっています。よって、この海域においては、全窒素は環境基準値（Ⅲ類型：全窒素：0.6mg/L以下、全リン：0.05mg/L）を十分に満足するものとなっていない状況です。

なお、木材港が含まれる三河湾（口）の水域の全窒素・全リンの環境基準点における達成状況については、環境基準値以下で推移しています。



[図②-10 田原湾水質経年変化図]

(備考) 調査地点：神野・田原地先「木材港」

CODは75%値。全窒素、全リンは平均値を示す。

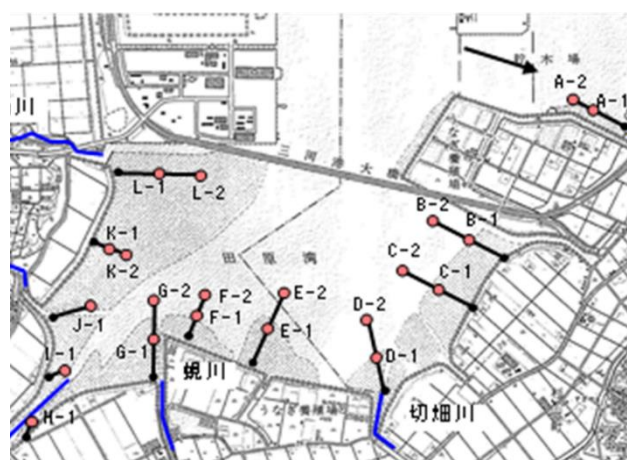
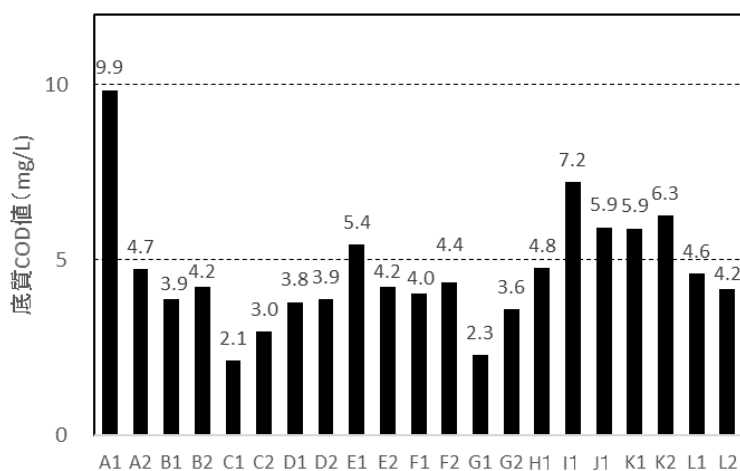
<まとめ> 汐川干潟の底質及び周辺河川水質の直近データ

(1) 汐川干潟底質データ (令和3年度調査結果)

令和3年度汐川干潟底質 COD 調査結果

(単位: mg/L)

調査地点	A1	A2	B1	B2	C1	C2	D1	D2	E1	E2	A1	
COD	9.9	4.7	3.9	4.2	2.1	3.0	3.8	3.9	5.4	4.2	9.9	
調査地点	F1	F2	G1	G2	H1	I1	J1	K1	K2	L1	L2	F1
COD	4.0	4.4	2.3	3.6	4.8	7.2	5.9	5.9	6.3	4.6	4.2	4.0



(2) 汐川干潟に流入する河川水質及び海域水質結果 (令和4年度 平均値)

(単位: mg/L)

	汐川	紙田川	蛭川	切畑川	背戸田川	田原湾*
BOD	4.6	11	3.7	5.6	1.1	-
COD	-	-	-	-	-	4.7
全窒素	9.8	12	7.2	10	36	1.5
全リン	1.1	0.89	0.60	1.0	0.20	0.22

※ CODは全層における75%水質値、全窒素・全リンは表層における平均値

参考③ 市民意識調査

③.1 調査の概要

(1) 調査の目的

令和4年度に、汐川干潟に関する市民の関心や要望を明らかにし、今後の保全活動の基礎資料を得ることを目的に、市民意識調査の一環として、豊橋市及び田原市にて実施しました。

(2) 調査の方法

市民意識調査は、豊橋市及び田原市全域を対象として郵送により配布し、回答は紙又はウェブサイトの利用により実施しました。

【調査の概要】

豊橋市

調査期間 令和4年6月23日～7月20日
対象 市内在住の満18歳以上の方（日本国籍）の5,000人
回収状況 配布5,000 回答2,418（回答率48.4%）

田原市

調査期間 令和4年7月1日～7月22日
対象 田原市に居住する満18歳以上の3,500人
回収状況 配布3,500 回答1,301（回収率37.2%）

(3) 調査内容の考え方

調査内容に関しては、平成13年度に実施したアンケート調査と比較が可能なように、重要と思われる認知度、保全に関して、以下の事項を考慮し設定しました。

① 認知度について

地域住民が汐川干潟をどれくらいの方が知っていて、行ったことがあるかなど認知度について把握するために設定しました。

② 保全について

汐川干潟の保全に関する市民意識を把握するために、ごみや水質浄化、生物の生態系など干潟保全のために大切と考える事項を設定しました。また、汐川干潟を保全するためには、行政だけでなく市民の協力が不可欠であるため、どのような協力方法を市民が考えているかを把握するために設定しました。

③.2 調査結果

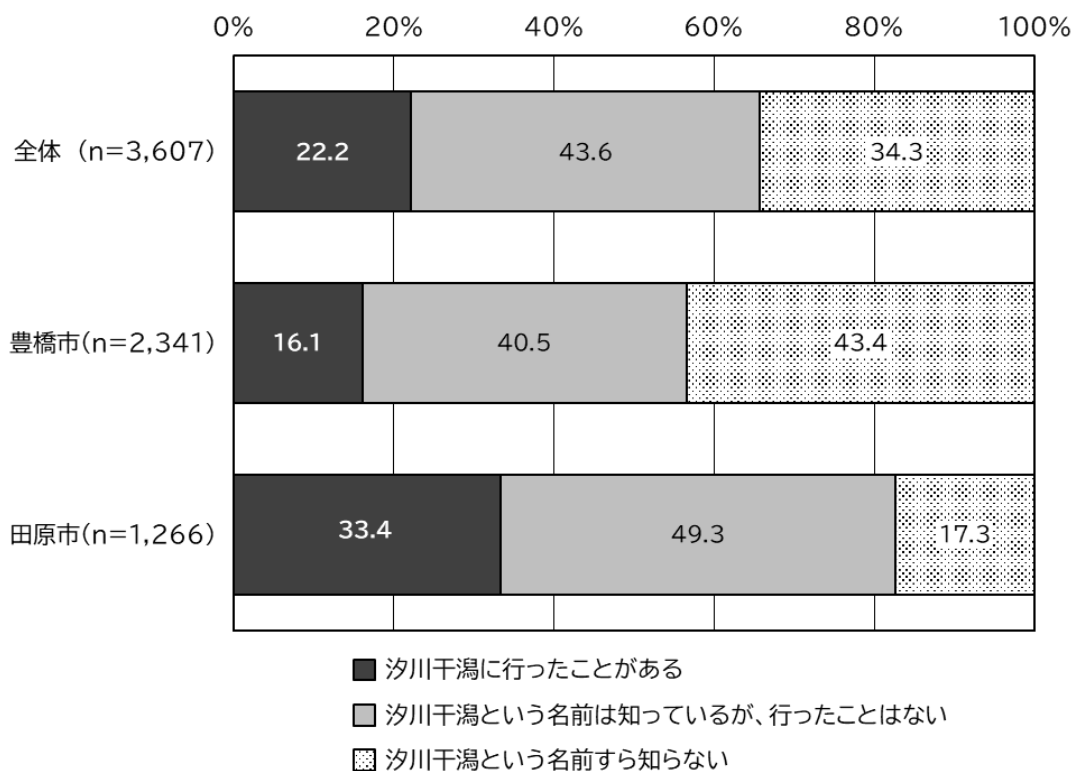
以下に、豊橋市及び田原市で実施した市民意識調査の結果について、全体的な傾向、年代別の傾向、地元とそれ以外の傾向に分けて記載します。なお、本計画では、「地元」を老津小学校区（豊橋市）、杉山小学校区（豊橋市）、田原東部小学校区（田原市）及び童浦小学校区（田原市）の範囲と定義することとします。

問 1 三河湾沿岸地域には、豊かな自然が広がる汐川干潟があります。この汐川干潟には、貴重な鳥類や、干潟特有の無脊椎動物（貝やゴカイなど）、塩生植物などが生息・生育しています。あなたは、これまでに汐川干潟に行ったことはありますか。

（1）全体的傾向

全体では「汐川干潟という名前は知っているが、行ったことはない」と回答した人の割合が最も高く、次いで「汐川干潟という名前すら知らない」、「汐川干潟に行ったことがある」となっています。

また、市別で見ると、豊橋市では「名前すら知らない」が最も多く、次いで「知っているが行ったことはない」となります。一方で、田原市では「知っているが行ったことはない」が最も多く、次いで「行ったことがある」となります。



[図③—1 問 1 全体的傾向]

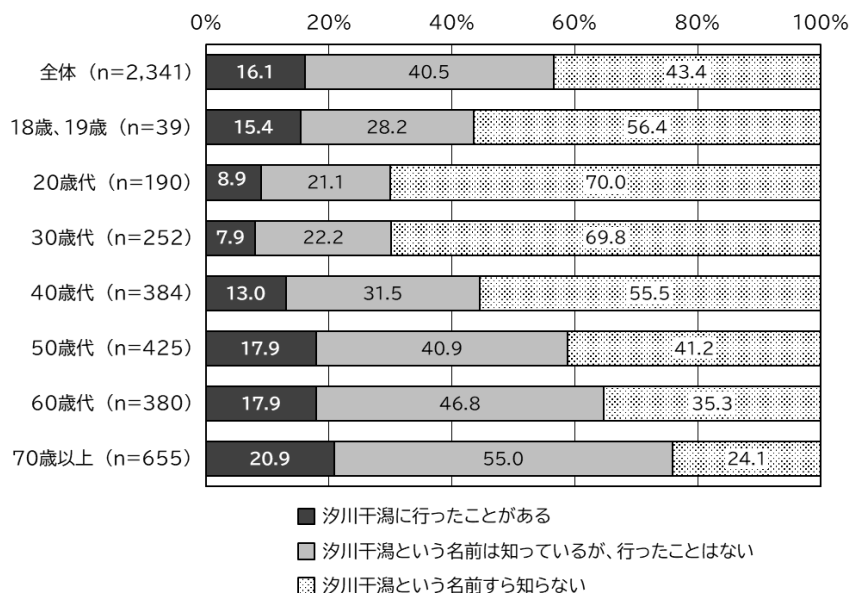
(2) 年代別にみた特性

豊橋市において、50歳代以下は、「汐川干潟という名前すら知らない」と回答した人の割合が最も高くなっており、特に20歳代と30歳代は他の年代と比べ高くなっています。一方、60歳代以上は、「汐川干潟という名前は知っているが、行ったことはない」と回答した人の割合が最も高く、特に70歳以上は5割を超えています。

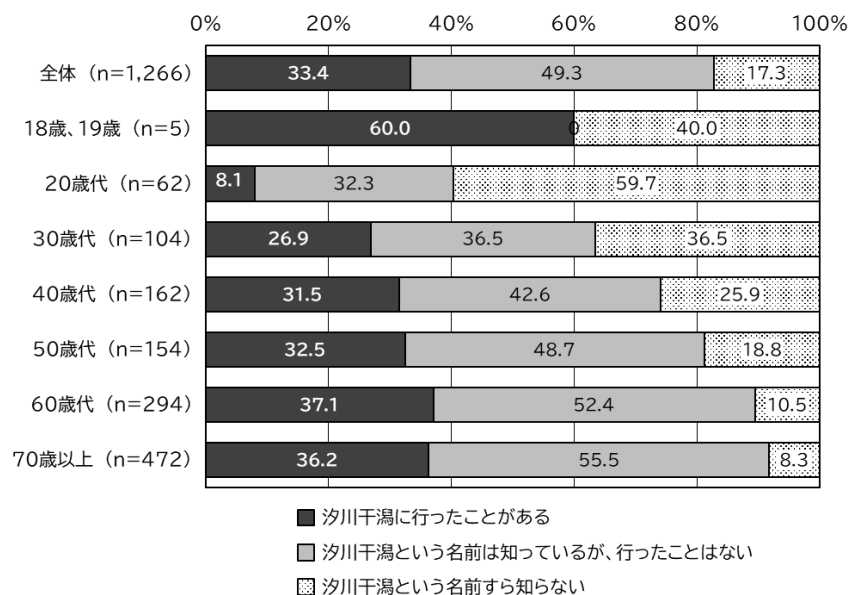
田原市において、18歳、19歳では「行ったことがある」が、20歳代では「名前すら知らない」が、それ以外の年代では「名前は知っているが行ったことはない」の割合が、比較的高くなっています。

両市とも若い世代(20代、30代)ほど「行ったことがある」、「名前は知っているが行ったことはない」の割合が低い傾向があり、高齢世代ほど汐川干潟の認知度が高い傾向にあります。

【豊橋市】



【田原市】



[図③-2 問1 年代別にみた特性]

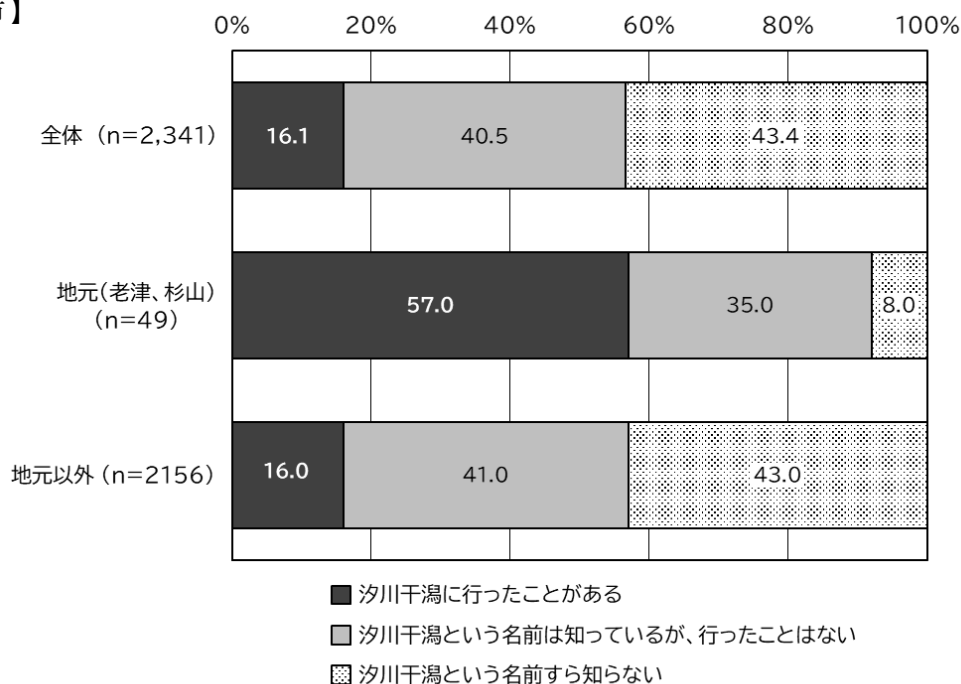
(3) 地域別にみた特性

豊橋市において、地元の地域での認知度は9割以上となっており、地元以外の地域では、認知度は約6割となっています。特に、干潟に行ったことがある市民は圧倒的に地元の方が高い傾向にあります。

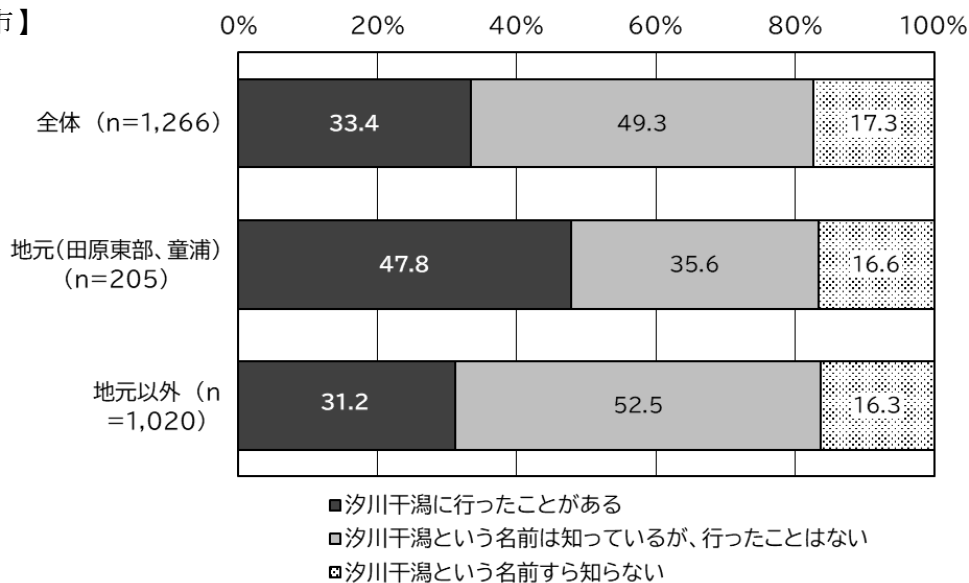
田原市において、地元、地元以外の地域での認知度は8割以上となり、地域での差はありませんが、干潟に行ったことがある市民は圧倒的に地元が多く割合が約5割となっています。

両市とも地元と比べ、地元以外の「干潟に行ったことがある」の割合が少なく、また豊橋市において汐川干潟の認知度が低い傾向があります。

【豊橋市】



【田原市】

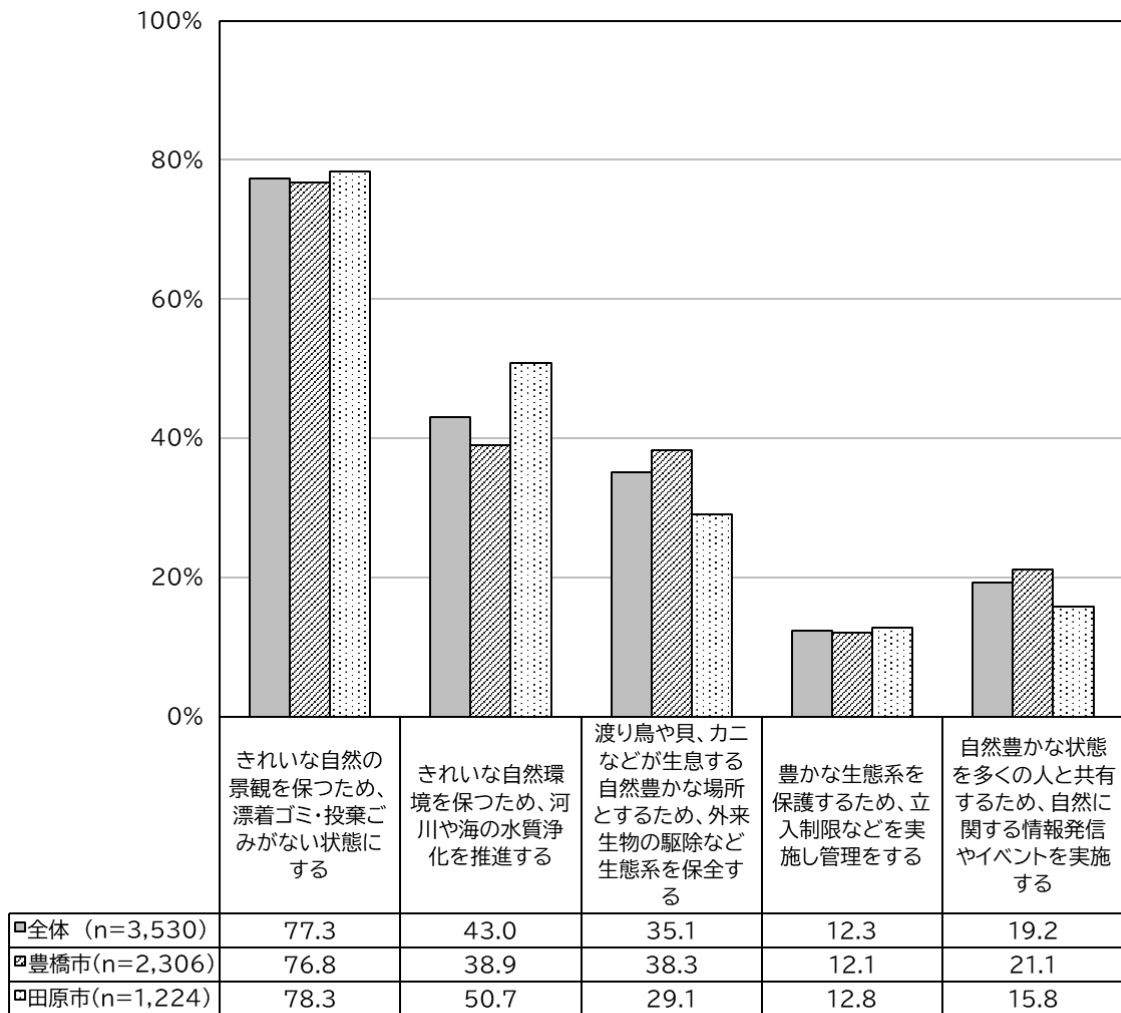


[図③—3 問1 地域別にみた特性]

問2 あなたは、汐川干潟をはじめとした「豊かな自然環境」を保全するためには、どのようなことが大切であると考えますか。
(特に重要と思われるものを2つまで選択)

(1) 全体的傾向

両市とも、「きれいな自然の景観を保つため、漂着ごみ・投棄ごみがない状態にする」と回答した人の割合と最も高く、次いで「きれいな自然環境を保つため、河川や海の水質浄化を推進する」、「渡り鳥や貝、カニなどが生息する自然豊かな場所とするため、外来生物の駆除など生態系を保全する」と続いています。



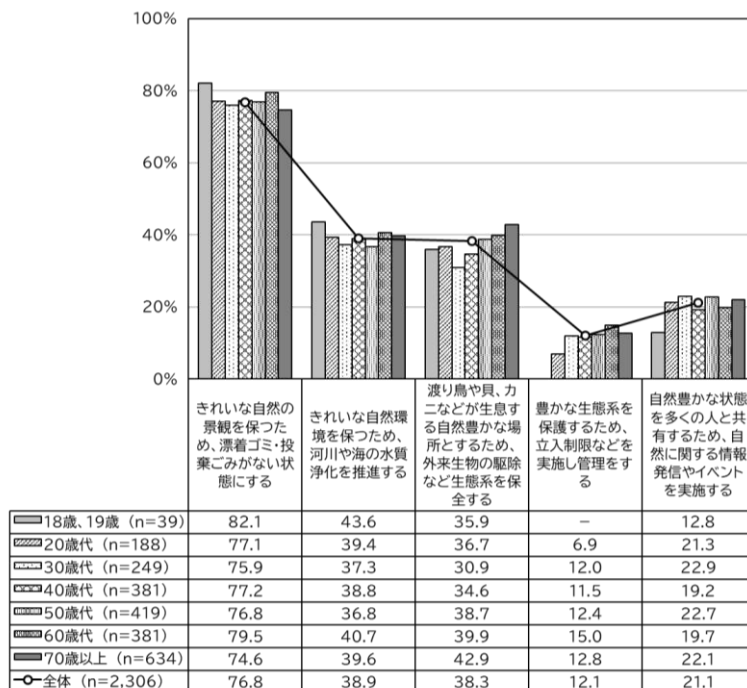
[図③—4 問2 全体的傾向]

(2) 年代別にみた特性

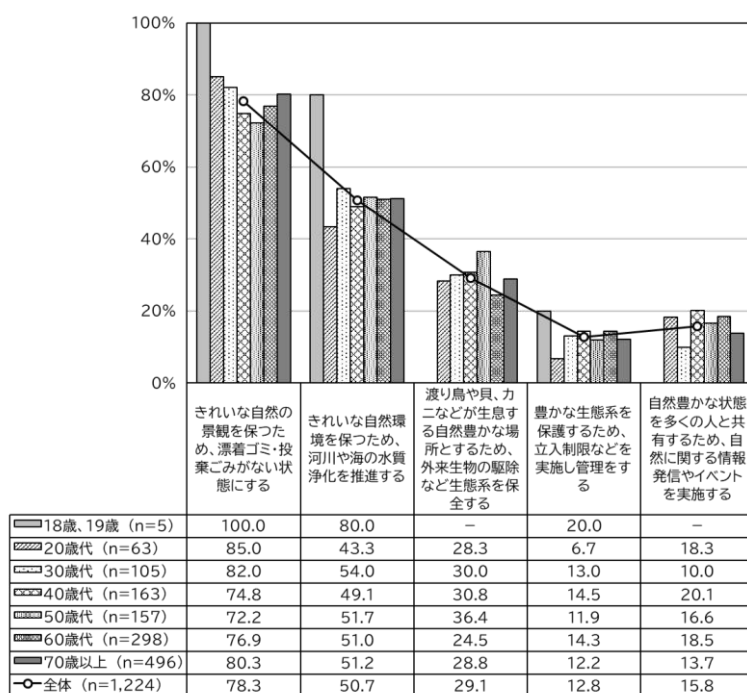
両市とも、すべての年代で「きれいな自然の景観を保つため、漂着ごみ・投棄ごみがない状態にする」と回答した人の割合が最も高くなっています。

年代による割合の差は少なく、多くの方がきれいな自然環境を保つことが大切と考えており、引き続き、きれいな自然環境を保つための施策が必要と考えられます。

【豊橋市】



【田原市】



[図③—5 問2 年代別にみた特性]

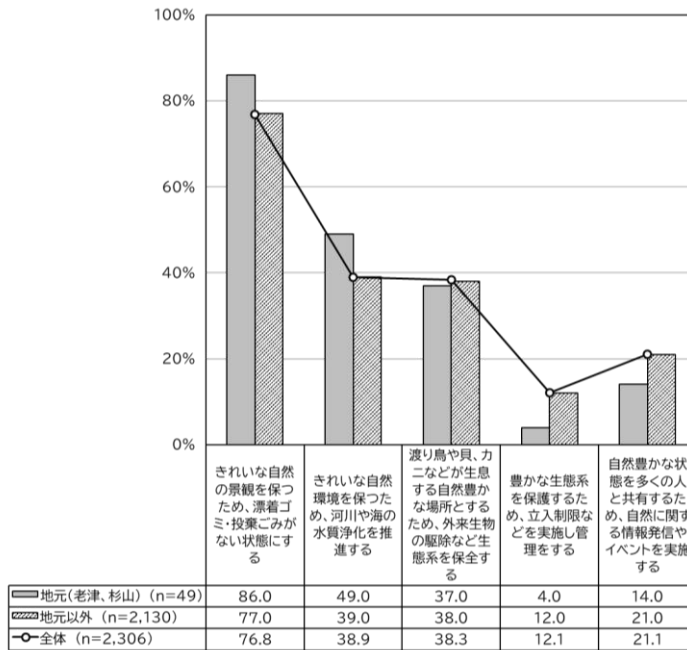
(3) 地域別に見た特性

豊橋市において、地元と地元以外の地域での保全に必要な取組について大きな差はありません。地元住民はごみ拾い等の活動による保全を意識し、地元以外の住民は情報発信による保全をイメージしている割合が高くなっています。

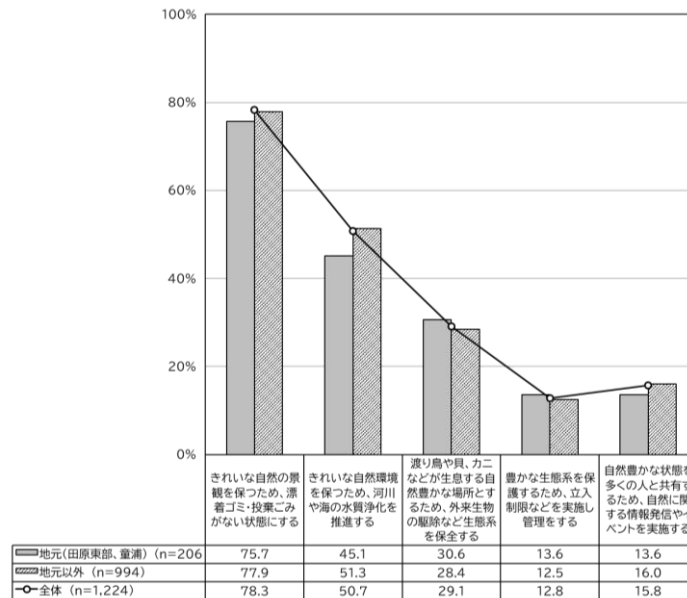
田原市においても、地元と地元以外の地域での保全に必要な取組について大きな差はありません。地元以外の住民が地元より、わずかに「きれいな自然環境を保つため」の割合が高くなっています。

地元、地元以外ともに、「きれいな自然環境の保全すること」が必要であると考えている割合が高く、地元以外では「自然に関する情報発信やイベントを実施する」の割合が高くなっています。

【豊橋市】



【田原市】



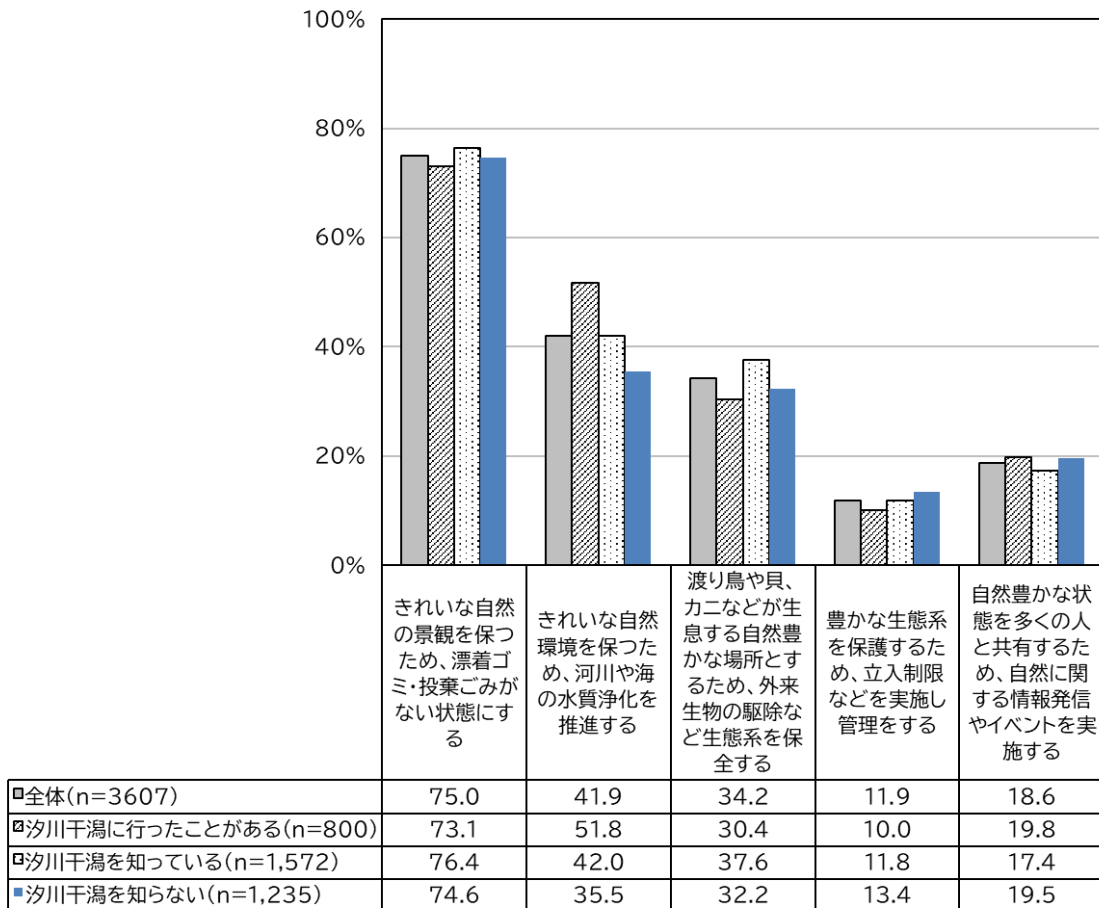
[図③—6 問2 地域別に見た特性]

(4) 認知度ごとの傾向

問1の回答内容と干潟の保全に対する要望事項の関係についても分析を行いました。

全体の割合と同じく、どの項目も「きれいな自然の景観を保つため、漂着ゴミ・投棄ごみがない状態にする」と回答した人の割合が最も高く、次いで「きれいな自然環境を保つため、河川や海の水質浄化を推進する」、「渡り鳥や貝、カニなどが生息する自然豊かな場所とするため、外来生物の駆除など生態系を保全する」と続いています。

保全に関する大切なことについて、それぞれの項目で差は少ないですが、「きれいな自然環境を保つため、河川や海の水質浄化を推進する」については、「行ったことがある」と回答した人の割合が最も高く、「知っている」、「知らない」の順となっており、干潟に行ったことがある人ほど水質についての意識が高いことがわかります。



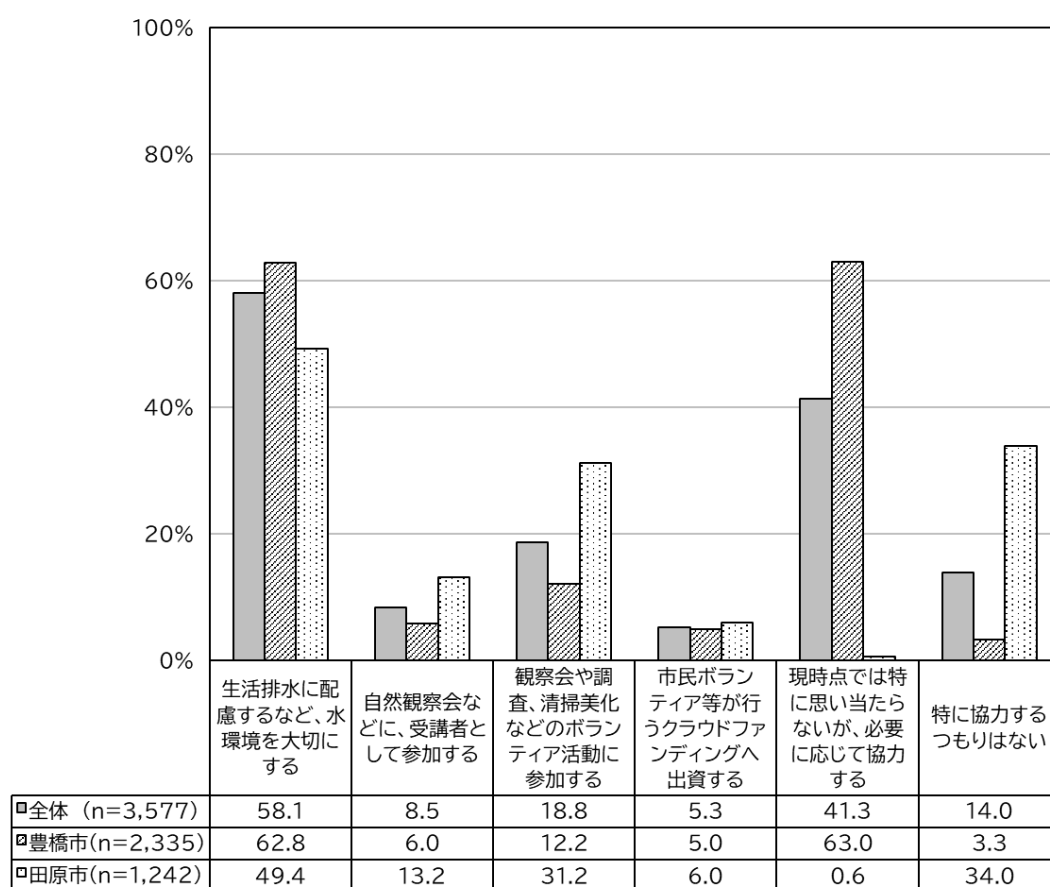
[図③—7 問2 認知度ごとの傾向]

問3 どのようなことならば市の環境保全に協力してもよいと考えますか。

(1) 全体的傾向

全体では「生活排水に配慮するなど、水環境を大切にする」の割合が最も高くなっています。

両市とも「生活排水に配慮するなど、水環境を大切にする」の割合が高く、身近な環境保全から協力できそうであるとの意識が高いことが伺えます。



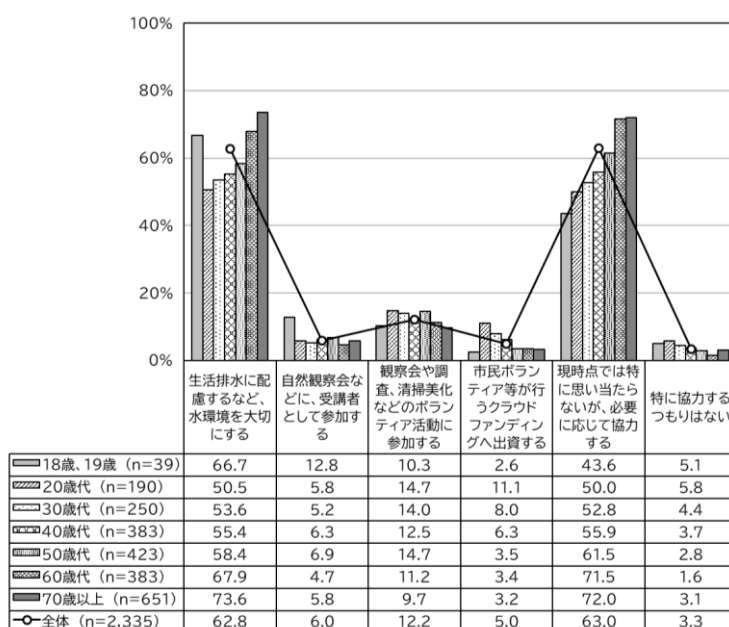
[図③—8 問3 全体的傾向]

(2) 年代別にみた特性

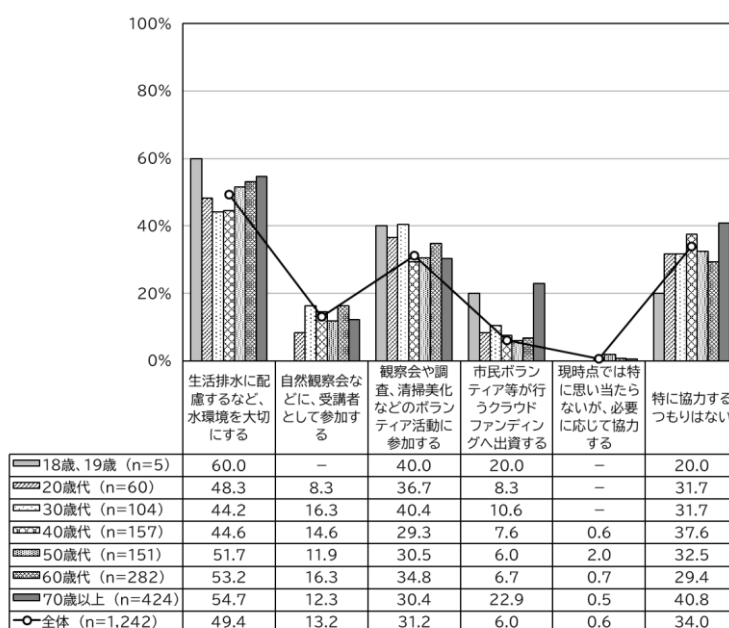
豊橋市において、「現時点では特に思い当たらないが、必要に応じて協力する」と回答した人の割合は、年代が高くなるほど高くなっており、60歳代以上は7割を超えています。また、「生活排水に配慮するなど、水環境を大切にする」と回答した人の割合は、20歳代以上は、年代が高くなるほど高くなっており、60歳代以上は6割を超えています。

田原市において、どの年代においても「生活排水に配慮するなど、水環境を大切にする」と回答した人の割合が約5割と最も多くなっています。30歳代以下では「観察会や調査、清掃美化などのボランティア活動に参加する」の割合が他の世代と比較して割合が高く、意識が高いことが伺えます。

【豊橋市】



【田原市】

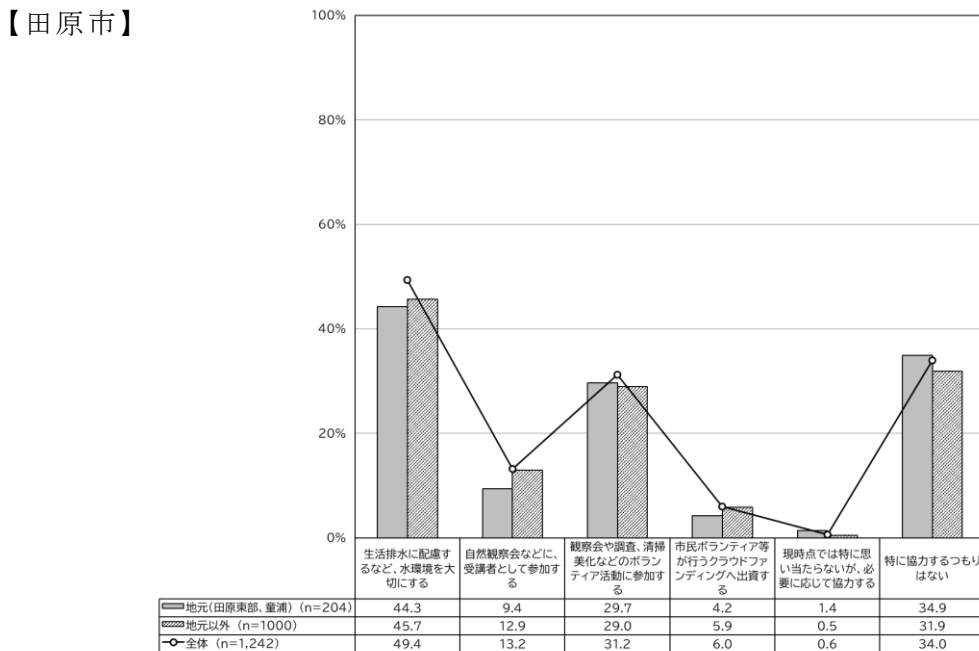
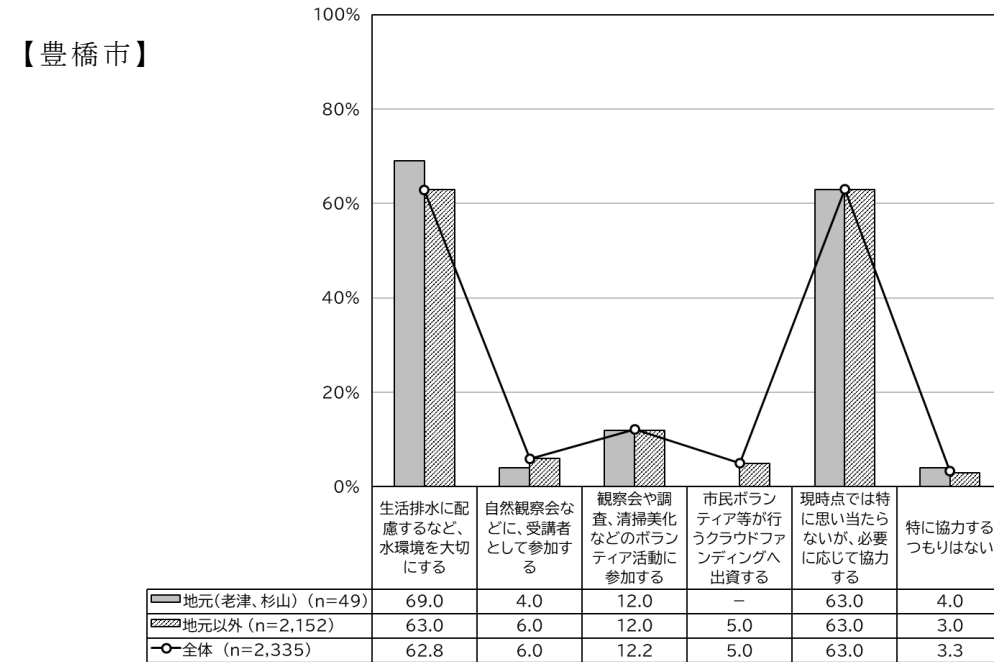


〔図③—9 問3 年代別にみた特性〕

(3) 地域別にみた特性

両市ともに、地元と地元以外の地域での保全活動への協力姿勢に変化はなく、協力の内容についてもほとんど同一となります。

両市の地元と地元以外で、差が少ないため、保全活動への協力姿勢の傾向は同等です。両市とも「生活排水に配慮するなど水環境を大切にす



[図③—10 問3 地域別にみた特性]

③.3 過去の調査との比較

令和4年の市民意識調査と平成13年に実施したアンケート調査では調査内容が異なっており、また、市町村合併により調査地域も増えたため、単純に比較はできません。そのため、同一の調査内容がある項目についてのみ比較しています。

(1) 認知度について

認知度については、「汐川干潟の名前を知っている」、「汐川干潟に行ったことがある」の2つの項目に関して比較しています。

「汐川干潟の名前を知っている」について、全体では平成13年の回答が66.5%、令和4年が65.8%で、やや減少しています。地域別に見ると田原市の地元（田原東部・童浦校区）では、平成13年が86.8%、令和4年が83.4%、豊橋市の地元（老津、杉山）では、平成13年が73.8%、令和4年が92%の回答でした。田原市はやや減少、豊橋市は増加しており、特に豊橋市は高い認知度となっています。

また、「汐川干潟に行ったことがある」について、全体では平成13年が39%、令和4年が22.2%で、減少しています。地域別に見ると田原市の地元（田原東部・童浦校区）では、平成13年が60.8%、令和4年が47.8%、豊橋市の地元（老津、杉山）では、平成13年が54.5%、令和4年が57%の回答でした。田原市は減少、豊橋市はやや増加となっています。

(2) 保全について

保全については、調査内容の項目が異なるものもあるため、数値の比較はできませんが、どの項目について関心が高いかについて比較しています。

汐川干潟の保全のために大切と考える項目については、平成13年では「水質をきれいにする」が最も回答が多く、次いで「生態系の保全」でしたが、令和4年は「ごみがない状態にする」が最も多く、次いで「水質をきれいにする」の回答が多い結果となり、平成13年から令和4年の間に、汐川干潟にあるごみに関する意識が変わったことが分かりました。

汐川干潟の保全で協力してもよい項目については、平成13年、令和4年ともに「生活排水に配慮するなど、水環境を大切にすること」の回答の割合が最も高くなっています。平成13年から令和4年にかけて、協力してもよいことについて、日常生活での水環境を大切にするという意識が最も強いことが変化していないことが分かりました。

用語集

あ	
愛知目標	2010年に開催された「生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）」にて採択された「生物多様性を保全するための戦略計画 2011-2020」の中核をなす世界目標のことで、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとるために、具体的な20の個別目標が設定された。
あいち生物多様性戦略 2030	2030年度までに取り組む生物多様性保全の施策の方向性を示す戦略として愛知県が策定したもの。2050年に向けた長期目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とする「あいち方式 2030」を推進する旨が記載されている。
アカミミガメ	中南米原産の陸ガメで、成体は20～30cm程度あり、目の後ろ側に赤い帯状の斑（模様）がある特定外来生物（条件付）である。雑食性かつ頑健で汚染にも強く、繁殖力も旺盛。イシガメなど外来種のカメの生育場所を奪ったり、様々な生物を捕食したりするため、植物、魚類、両生類や甲殻類等の生態系に大きな影響を及ぼしている。
愛知県立自然公園条例	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として愛知県が制定した条例で、1995年4月に施行された。
雨水幹線口	宅地、道路等の雨水排水を集めてきて、河川へ放流する場所である。
塩生湿地植物	塩分濃度の高い土地、特に海岸、内陸の塩湿地や塩草地・砂漠などに生育できる植物をいう。
SS (Suspended Solids)	水に溶けないでその中に浮遊している物質（浮遊粒子状物質）で、水の濁りの原因となり、川底に沈積して流れを悪くする。この沈積したものが有機物であれば、腐敗しBOD値を増加させる原因にもなる。

か	
外来生物	人為的に、もともと生息生育していた地域（自然分布域）の外へ移動させられたことにより、その自然分布域の外に生息生育する生物種をいう。
海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりするもの。この中で、5 mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれている。
海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
海岸管理者	海岸法の規定により、海岸の管理を行うべき者をいう。都道府県が指定する海岸保全区域の区分によって、都道府県知事、市町村長、漁港管理者の長又は港湾管理者の長のいずれかが海岸管理者となる。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき設定される基準をいう。
環境保全型農業	農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。
合併処理浄化槽	し尿だけでなく、生活雑排水（台所や洗濯、風呂などの排水）の両方を処理する浄化槽をいう。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、生活排水のよごれを大幅に少なくすることができる。
汲み取り槽	排出されたし尿を水流により下水道や浄化槽へ流す水洗式便所に対して、便器下に据え付けられた便槽にし尿を貯留し、定期的に人力あるいは機械によって汲み取る形式の便所一式を指す。
昆明・モンテリオール生物多様性枠組	2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された生物多様性に関する世界目標である。前身の愛知目標を引き継ぎ、2050年ビジョンには「自然と共生する世界」を掲げるとともに、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」2030年ミッションなどで構成される。

国立公園・国定公園	自然の風景地を保護し、自然との触れあいを増進するため、自然公園法に基づき環境大臣が指定する自然公園。自然環境を改変する各種の行為が規制されており、また、自然との触れあいの場として各種の利用施設が整備されている。
洪積層	新生代第四紀のうち、最終氷期以前（258 万年～1.8 万年前）に堆積した地層をいう。

さ	
30 by 30 （サートイー バイ サートイー）	愛知目標の次の生物多様性の世界目標「ポスト 2020 生物多様性枠組」の主要な目標として設定された、2030 年までに陸域の 30%と海域の 30%を保全・保護を目指す目標のこと。2021 年 6 月の G7 サミットにおいて、G7 各国は世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることに合意した。
汐川干潟保全検討会議	豊橋市と田原町が共同して汐川干潟の保全に関する調査検討を行うことを目的に、平成 12 年度から平成 14 年度までに豊橋市・田原町の両市町で設置した。会長は豊橋市助役、副会長は田原町助役、幹事は豊橋市収入役及び田原町収入役、委員には両市町の関係部局長が就任した。
自然資本	森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストックのこと。生態系サービスは、自然資本から生み出されるフローと捉えることができる。このように、自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。
集水域	本計画において設定した用語で、「汐川をはじめとする 6 つの河川等流域を合わせた地域（面積：約 7,159 ヘクタールと推定）」と定義した。
処理場	公共下水道や農業集落排水施設など、住宅や商業施設等から発生する汚水を 1 箇所に集約して処理する施設及びこれを補完する施設をいう。
処理区	住宅や商業施設等から発生する汚水を集約して処理する区域を、処理場ごとに分割したものをいう。

COD 値 (Chemical Oxygen Demand)	湖沼、海域などの有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量のこと、化学的酸素要求量ともいう。この数値が大きいほど、汚れがひどいことを表している。
シギ類	チドリ目シギ科の鳥類を指す。
自然共生サイト	「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として、国が認定した区域をいう。具体的には、生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象となる。
シルト	沈積した土のうち、粒子が砂と粘土の中間的な大きさを持つ粒子の堆積物をいう。一般的に「泥」と呼ばれるものは、シルトと粘土を含んでいることが多い。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念である。
生物多様性基本法	生物多様性の保全を目的とした基本法として、2008年6月から施行された。生物多様性の保全と利用に関する基本原則や、生物多様性国家戦略の策定、地方自治体による地域戦略の策定等を定めている。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画をいう。現行の生物多様性国家戦略は、令和5年に策定した第6次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」である。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき、地域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として地方自治体が策定したものをいう。
生物多様性の主流化	生物多様性に配慮した社会経済を実現し、生物多様性の損失を抑制するために、生物多様性の保全と持続可能な利用を、日常生活を含むさまざまな社会経済活動の中に組み込むことをいう。
生態系サービス	生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みにより、もたらされる恵みのこと。食料や水の供給、気候の安定など、私たちの生活に必要な不可欠な内容も含まれる。

浄化槽の清掃	汚泥を引き抜き、附属装置などを洗浄・掃除すること。浄化槽の清掃を怠ると、浄化槽の機能低下や汚物の流出、悪臭発生の原因となるため、年1回以上は実施する必要がある。
全窒素	水中に存在する全ての形態の窒素化合物(アンモニア・亜硝酸・硝酸等)の総量を表したもの。水中の全窒素の値の増加が、富栄養化の原因の一つと考えられている。
全リン	水中に存在する全てのリン化合物の総量を表したもの。水中の全リンの値が大きいほど、富栄養化を促進する一因になる。

た	
立入検査	法令に基づき、市職員等が工場・事業場へ立入ること。規制対象施設等の稼動状況を確認するほか、必要に応じて排水等の検査を実施し、基準の適合状況を確認する。
ダイゼン	チドリ目チドリ科の鳥類。ユーラシア北部から北アメリカ北部で繁殖する。国内では、春と秋の渡り時期に渡来し、本州中部以南で越冬する。県内では、伊勢湾及び三河湾沿岸部の干潟及び島に生息する。干潟の中でも、砂地の環境を好む。
単独処理浄化槽	し尿のみを処理するもので、生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)は処理されないまま川などへ流される浄化槽をいう。現在は、単独処理浄化槽の新規設置は禁止されている。
チドリ類	チドリ目チドリ科の鳥類を指す。
沖積層	最終氷期以降(約1.8万年前から現代まで)に堆積した地層をいう。
底質	河川、湖沼及び海洋の水底に堆積した土砂や泥をいう。本計画では、主に汐川干潟に堆積した泥を指している。
底生動物	水中や水辺に生息している貝やエビ、カニ、水生昆虫などの無脊椎動物をいう。
特定事業場	水質汚濁防止法第2条第6項の規定に基づき、特定施設(同条第4項の規定に基づく施設)を設置する工場又は事業場をいう。

な	
2050年ビジョン	生物多様性国家戦略 2023-2030 により設定された社会像で、「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会の実現」が掲げられている。
ネイチャーポジティブ (自然再興)	「生物多様性国家戦略 2023-2030」で、2030年ミッションとして掲げられた目標で、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義されている。
ネイチャー スポット	「豊橋の自然探検 ～守ろう！とよはしネイチャースポット 2016～」で定義された用語で、豊かで特徴のある自然や生態系が形成されている場所をいう。

は	
排水機場	大雨による地盤の低い地域の湛水や道路・宅地の冠水などの水害を防ぐために、排水ポンプなどで雨水を川へ強制的に排水する施設をいう。
ハマシギ	チドリ目シギ科の鳥類。ユーラシア大陸や北アメリカ大陸の高緯度地域で繁殖し、北半球の中緯度以南で越冬する。特に塩水の干潟を好んで生息し、愛知県内では伊勢湾・三河湾に流れ込む河川河口の干潟、外洋に面した海岸などに飛来する。
樋門	洪水などで河川等の水位が高くなった時に、小規模な川や水路を流れてきた水が逆流しないように設ける施設をいう。一般的には、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこに設置したゲートを開閉することで、低い土地や小規模な水路等への逆流を防ぐ。
ヒガタアシ	汽水域で生息するイネ科の多年生草本。繁殖力が非常に強く、在来生物を駆逐するなど、生態系に著しい影響を与えるおそれがあるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物に指定されている。
BOD 値 (Biochemical Oxygen Demand)	水の汚れを微生物が分解するときを使う酸素の量のこと、生物化学的酸素要求量ともいう。この値が大きいほど、汚れがひどいことを表わしている。一般に、魚が棲める水の BOD は 5 mg/L 以下であると言われている。

ブルーデータブックあいち 2020	2016年度から2020年度まで行った外来種調査の結果を踏まえ、県内の外来種の最新の状況を取りまとめた資料として愛知県が発行した。外来種について、各生物群の概況等を掲載するとともに、県内に生息・生育する外来種リストや種が解説されている。なお、2023年12月に「愛知県特定外来生物対策ハンドブック」が発行されて以降、愛知県ウェブサイトでは閲覧できなくなっている。
ポンプ場	大量に降った雨水が自然に河川へ流れきらない場合にポンプを使って強制的に河川へ放流する施設である。
浄化槽の保守点検	浄化槽の各装置の稼働状況を調べ、修理、調整、消毒剤の補充のほか、汚泥の状況を確認して、清掃時期の判定などを行う。なお、保守点検の回数は、浄化槽の種類や処理方式によって異なる。
浄化槽の法定検査	浄化槽の設置状況や水の流れ方等の外観検査やpHなどを測定する水質検査、書類検査等を行う検査をいう。なお、浄化槽法では、「7条検査（浄化槽を使用開始後3か月を経過してから5か月以内に行う検査）」と「11条検査（毎年1回行う定期検査）」の2種類がある。

ま

みどりの食料システム法	正式名は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」。農林漁業及び食品産業の持続的な発展のため、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境負荷低減を図るために行う事業活動の促進等に関する法律で、2022年7月1日に施行された。
三河港港湾計画	三河港の利用を計画的、効率的に推進するための中長期的な基本計画として、海岸管理者である愛知県が策定した計画である。

や

遊水池	本計画において設定した用語で、「堤防を挟んで反対側の水路」と定義した。この遊水池からの水が排水機場（樋門）を經由して汐川干潟に流出する。
-----	--

ら	<p>臨海域</p>	<p>本計画において設定した用語で、「汐川干潟の北方にある田原地区工業用地及び明海地区工業用地並びに周辺の泊地等」を臨海域と定義した。</p>
<p>レッドデータブックあいち 2020</p>	<p>絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種について、分布、生態、保全状況等の情報を記載した図書で、2020年に愛知県が発行した。愛知県では、2001年にレッドデータブックあいちを発行し、「レッドデータブックあいち 2020」はこの改訂版である。</p>	

汐川干潟保全基本指針(汐川干潟保全マスタープラン)

発行日 平成15年3月 第1版(策定)
令和6年3月 第2版(全面改定)

発行者 豊橋市・田原市

連絡先 〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市環境部環境保全課
(0532) 51-2394
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市市民環境部環境政策課
(0531) 23-3541